

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和6年12月9日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番	鈴木	勝利
2番	伊藤	知子
3番	藤田	尚美
4番	磯山	和男
5番	池辺	己実夫
6番	甲斐	徳之助
7番	塚原	正彦
8番	柳井	哲也
9番	遠藤	憲子
10番	大森	和夫
11番	加藤	政之
13番	山本	伸子
14番	小松崎	伸
15番	水梨	伸晃
16番	伊藤	裕一
17番	杉森	弘之
18番	須藤	京子
19番	黒木	のぶ子
20番	高嶋	基樹
21番	諸橋	太一郎
22番	石原	幸雄

1. 欠席議員 1名

12番	出澤	大
-----	----	---

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員会事務局	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	大 里 明 子
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課副参事	滝 本 仁
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和6年第4回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
<p>1. 石原 幸雄 (一問一答方式)</p>	<p>1. 「ゴミの問題」について</p> <p>2. 「広域連携に依る大学の誘致」について</p> <p>3. 「かっぱ祭りのあり方」について</p> <p>4. 「教育行政」について</p>	<p>①広域行政検討協議会において、ゴミ処理の広域化に向けた指針が示された場合、本市は之を受け入れるのか？それとも「広域化をしない」との地域住民との協定を遵守するのか？</p> <p>②クリーンセンターの余熱の利活用策について、余熱協への加入等を通じて、現在のゴミ処理量で具現化できる策を検討すべきと考えるがどうか？</p> <p>将来の街づくりの指針の一つとして、近隣との広域連携に依る大学の誘致を総合計画に盛り込むことを検討すべきと考えるがどうか？</p> <p>気候変動に依る厳しい暑さや踊りパレードへの行政区参加者の高齢化等を考慮し、開催期間の見直しを検討すべきと考えるがどうか？</p> <p>①各学校での金融教育について、生きる力を養う観点から、現在の年1回の実施を複数回に拡充することを検討すべきと考えるがどうか？</p> <p>②ナンバー付の小中校の名称について、時の流れに合致する名称への見直しを検討すべきと考えるがどうか？</p>	<p>市長 関係部長 関係次長</p>
<p>2. 小松崎 伸 (一問一答方式)</p>	<p>DXの取り組みについて</p> <p>1. これまでの経緯</p> <p>2. 今年度当初予算</p>	<p>デジタル推進課設置から</p> <p>①業務効率化ツールの導入</p>	<p>市長 関係部長</p>

	<p>に計上し、取り組んでいる事業</p> <p>3. 今年度6月補正予算に計上し、取り組んでいる事業</p>	<p>②市民サービスの向上に資するシステム等の導入</p> <p>LINEを活用した推進策</p>	
<p>3. 鈴木 勝利 (一問一答方式)</p>	<p>1. 行政窓口の改善について</p> <p>2. 男女共同参画の現状と課題について</p> <p>3. ネットリテラシー教育について</p>	<p>1</p> <p>(1)「窓口利用体験調査」の成果</p> <p>(2)「書かない窓口」の導入</p> <p>(3)死亡に伴う手続きの方法</p> <p>(4)「おくやみ窓口」の設置</p> <p>2</p> <p>(1)直近3カ年の女性職員及び女性職員採用の割合</p> <p>(2)現在の職位ごと及び部署ごとの女性管理職の割合</p> <p>(3)全国の女性職員や女性管理職の割合との比較</p> <p>(4)性別に関するアンコンシャスバイアスへの対応</p> <p>(5)女性が働きやすい環境の整備や男性の育児・家事への積極的参加を促進するための取り組みと今後の課題</p> <p>3</p> <p>(1)「闇バイト」に対する小中学校での指導の実態</p> <p>(2)ネットリテラシーが低いことによって起こるリスク</p> <p>(3)ネットリテラシーが低いことによって起こった問題</p> <p>(4)ネットリテラシーを高めるための教育</p> <p>(5)家庭・保護者との連携</p>	<p>市長 関係部長 関係次長</p>
<p>4. 塚原 正彦 (一括方式)</p>	<p>食と環境をきっかけに人々の学びを地域社会で循環させる公立大学院大学の設置を提案する</p>	<p>いま、地域再生の切り札として、自治体が設置する公立大学を設置する取り組みが注目をされている。大学は、若者を集めることがで</p>	<p>市長</p>

	<p>うしくフードテック プロジェクト その2</p>	<p>き、若者が地域社会で活動するためはたらきかけができ、自治体と大学が連携することで、新しい産業を創造するためのプログラムを展開できるからである。</p> <p>最高学府である大学は、専門研究者と情報が集まる知の拠点で、学位認定と履修証明をだし、「学びの履歴」を記録することができ「学び」を地域社会に循環する仕組みをつくることのできる可能性を持っているからである。</p> <p>自治体が創設する公立大学は、地域社会の情報拠点として、リカレント、リスキリングを果たす人材センターとして重要な役割を果たすことができる唯一無二の存在で、いまの行政ではできないシンクタンク機能とプロデュース力をもった新たな事業主体になる可能性があるからである。</p> <p>地域の新しい産業を創造すると同時に地域社会に学ぶ意欲をひきだし、「学び」を循環する仕組みを構築するための基幹装置として食と環境をテーマにした大学院大学の創設について調査研究を提案するがその考えをうかがう。</p> <p>※近年増大する公立大学 現在、少子化に直面している我が国では、募集停止、閉校する私学が増大している。その一方で、新しい知と産業の創造を目的とした未来志向の公立大学が次々に誕生している。岩手県北上市、三重県四日市市、愛媛県新居浜市などが新規開設を構想しており、長野県千曲市は、私立女子大と連</p>	
--	-------------------------------------	--	--

		携し農学部を創設する事業が展開している。	
5. 磯山 和男 (一問一答方式)	1. 旧奥野小学校の 利活用について 2. おくの義務教育 学校5・6年生の バス通学について	(1) コミュニティセンターとしての活用を望む声があるが、コミュニティセンターとはどのような施設か。 (2) コミュニティセンターとした場合、市内の民俗資料等の展示室を設けることはできるのか。 (3) 現在、おくの地区社協等からの使用の申し出もある様だが、コミュニティセンターとした場合でもそれらの使用も可能なのか。 (4) コミュニティセンターとしての利活用をどの様に考えるか。 (1) 人目の少ない鎌倉街道の5・6年生の自転車通学の安全をどうとらえているか。 (2) 自転車通学をしている5・6年生がスクールバスに乗車する余裕はないのか。 (3) おくの義務教育学校は5・6年生の自転車通学をどの様に思っているのか。 (4) 5・6年生のスクールバス通学への考えは。	市長 関係次長
6. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. 牛久市のまちづくりについて	1. 牛久市を菊のまちとかピザのまちとか言うことがあります。市当局は牛久市を何のまちと考えていますか 2. まちの特徴を伸ばすことが効果的なまちづくりと思うがどうか。 3. その構想についてお伺いしたい。 4. 牛久市には美術館（資料館）のように、まだないものもあるが、それについてはどう考え	市長 関係部長 関係次長

	<p>2. 闇バイト対策について 闇バイトによる強盗事件をなくす為の市の対策</p>	<p>ているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 何が正しいのかについての教育の現状 2. P T Aへの働きかけはどうなっているか。 3. 国際社会で活躍することが多くなる現代、道徳と法律、特に緊急避難や正当防衛等についても義務教育期間中に身につけるべきと考えるがどうか。 	
<p>7. 山本 伸子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 適正な補助金等のあり方</p> <p>2. 適切な行政サービスのあり方</p>	<p>(1)補助金等交付要綱の制定状況について伺う。 (2)補助金等の基本的な考え方(補助金等ガイドライン)の策定について伺う。 ・補助対象経費の明確化、補助金額及び補助率等の適正化、終期の設定、補助の効果 (3)市民活動を応援する補助金制度の創設について伺う。</p> <p>(1)市民の安全安心を担保するための総合福祉センターのあり方について伺う。 ・各施設の設備等の現状と課題 ・維持管理費と利用者の状況と課題 ・開館時間、休館日の現状と課題 (2)市民に広く機会を提供するための中央生涯学習センターのあり方について伺う。 ・生涯学習講座の近年の傾向と今後 ・文化ホールの公演の状況と改修計画 ・職員体制の現状と課題 (3)職員の働き方改革を踏まえた市役所窓口業務のあり方について伺う。 ・窓口利用体験調査を受け</p>	<p>市長 関係部長 関係次長</p>

		<p>ての課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備や終業後の処理に係る時間外勤務の実態 ・来庁者の状況と窓口受付時間短縮の考え 	
8. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	<p>(1) 牛久に在住する外国人の子どもの教育について</p> <p>(2) ライドシェアの進捗状況について</p> <p>(3) 闇バイトについて</p> <p>(4) 高齢者、幼児対応の公園整備について</p>	<p>①語学教育に対する予算処置</p> <p>②幼児・児童に対し語学指導の強化。</p> <p>①1月実施に向け、どこの地域が事業の対象地域となるのか。</p> <p>②市内において交通空白地とされる地域は多いが、今回事業の対象地域に指定された根拠。</p> <p>①市民に対しての啓発</p> <p>②学校での啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に中学生に対し強化 <p>③警察との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・闇バイトの標的にならないための対策 ・市の安全対策と安心の街づくり <p>①遊具で高齢者や幼児の健康増進を図り、コミュニケーションの構築。</p>	市長 教育長 関係部長 関係次長
9. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	<p>1. 森林環境税徴収について</p> <p>2. 牛久シャトー株式会社の基本構想について</p>	<p>1. 税収見込み額は。</p> <p>2. 近隣自治体の動向は。</p> <p>3. 本市においては、どのように使われるか。想定は。</p> <p>1. 経営の現況を確認</p> <p>2. 債務超過について。及びその回収方法について</p> <p>3. 今後の事業計画は。(今後、法人の位置づけをどのように考えているか)</p> <p>4. 経営責任について</p>	市長 副市長 関係部長 関係次長
10. 高嶋 基樹 (一問一答方式)	1. 本市の魅力発信、資源活用について	本市の魅力は暮らしやすさや自然との共生を大切に想う人とまちづくり、また	市長 関係部長

		<p>大小数々のイベント事や魅力ある個店のほか様々な強みを持ち合わせている。</p> <p>これらの魅力発信は、現在市民向けには広報紙やホームページ、SNSでも頻繫に行われている。</p> <p>今回は、市外・県外へのアピールの現状はどうか？単独ではなく連携の取れた戦略について方針を伺う。</p> <p>1 牛久の地場産品を市外、県外へとPRしてきた手法はどういったものか</p> <p>2 これまで市外、県外への魅力発信として推しているものは</p> <p>3 今後本市の魅力発信に活用したい素材は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外へ牛久市としての出店は ・牛久自然観察の森は 	
11. 水梨 伸晃 (一問一答方式)	<p>1. 子どもの健康診査について</p> <p>2. 公立小学校設備について</p> <p>3. PTAに関する質問</p> <p>(1) 牛久市PTA連絡協議会について</p> <p>(2) 子どもを守る110番の家「親子カンガルーマーク」について</p>	<p>①牛久市で行っている未就学児の健康診査はどのようなものがあるのか伺う</p> <p>②1歳6か月健診の受診時間帯について</p> <p>①ひたち野うしく小学校のオブジェについて</p> <p>①PTA活動に対し、教育委員会はどのような支援を行っているのか伺う</p> <p>②PTAの入退会は任意という認識でよいか伺う</p> <p>③市内小中義務教育学校でのPTA入退会はどのようなになっているのか、入会を強制している学校があるのか伺う</p> <p>④PTA活動におけるWi-Fi環境の課題について</p> <p>①本市としての考えを伺う</p> <p>②管理や責任はどこにあるのか伺う</p>	市 長 関 係 部 長 関 係 次 長

<p>12. 杉森 弘之 (一問一答方式)</p>	<p>1、ソーラーシェアリング（SS）と脱炭素先行地域</p> <p>2、医療と介護の連携</p> <p>3、たまり場</p>	<p>(1) ソーラーシェアリング（SS、営農型太陽光発電）についての市の認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の設置状況 設置個所数、合計面積、種類（畑作・水田）、発電量（売上） ・牛久市における再生可能エネルギーの可能性についての市の見解 ・千葉県のブルーベリー、山梨県のブドウ等に見るSSの可能性 <p>(2) 脱炭素先行地域への選定と地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用についての市の認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・匠瑤モデル（畑作・水田営農型SSと高収益化、バイオマス資源の活用、農福・防災連携、SSアカデミー、地域新電力） ・牛久モデルの脱炭素化推進プロジェクトの可能性 ・脱炭素・再エネの新庁舎 ・グリーンファーム等で畑作営農型SS設置とバイオマス資源の活用 ・燃やさない・排水を出さない「バイオマス資源化センター」 ・スマートシティ・コミュニティの整備 <p>(1) 高齢化と医療技術向上等による医療費の増加と医療機関の切迫状況</p> <p>(2) 病院や診療所、介護施設の連携の必要性和現状</p> <p>(3) 要介護5で在宅の場合の介護費用</p> <p>(4) 在宅での看取りと施設入所での看取りの状況</p> <p>(1) 地域コミュニティ活性化事業補助金（通称：たまり場補助金）の現状と、補助の要件は地域コ</p>	<p>市長 関係部長 関係次長</p>
-------------------------------	---	---	-----------------------------

		<p>コミュニティの活性化に合致しているか、特に年間3分の2以上開放していること、つまり集会所を開けておくことは必要性があるのか、効果があるのか、一律化する必要があるのか</p> <p>(2) 現在たまり場を実施している35行政区以外の29行政区への対応は</p> <p>(3) 高齢化が進む中で、介護予防等の一定の目的性も検討すべきではないか</p> <p>(4) 一律の月額7万円の補助は適当か</p>	
13. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 教育施策について</p> <p>2. 市が主催・支援するイベントについて</p>	<p>①教育関連相談受付電話「かっぱコール」の運用状況</p> <p>②部活動の地域移行</p> <p>③小中学生のヘルメットへの広告掲載</p> <p>①一部イベントが終了となった理由</p> <p>②判断基準</p> <p>③市制施行40周年に向けた今後のイベントのあり方</p>	市 長 関 係 部 長 関 係 次 長
14. 出澤 大 (一問一答方式)	<p>1 子どもの酷暑対策について</p> <p>2 家族の一員であるという意識が浸透しているペットについて</p> <p>3 市内の公共交通について</p>	<p>1 小中学校の空調設備について</p> <p>2 小中学校の教室の断熱について</p> <p>3 公立の保育園、幼稚園の室内環境について</p> <p>4 小学生の登下校時の熱中症対策についてのバス利用について</p> <p>1 市営住宅におけるペットの飼育について</p> <p>2 避難所へのペットを伴う避難について</p> <p>1 かっぱ号の減便についての現状認識について</p> <p>2 今後の市内の公共交通の考え方について</p>	市 長 関 係 部 長 関 係 次 長

15. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. ポスト学び合いについて ～適切な情報発信の必要性の観点から～ 2. 教育関連相談受付電話「かっぱコール」について	①ポスト学び合いとして目指す牛久市の学校教育方針について ②新たな学校教育方針の発信について ①運用開始から現在までの利用状況について ②現状の評価とそれを踏まえた今後の運用について	教 育 長 関 係 次 長
16. 大森 和夫 (一問一答方式)	1 国民健康保険税について 2 高齢者の各種申請について 3 廃棄物対策について 4 私有地のゴミ・異臭問題について 5 ふるさと納税について	(1)均等割と所得割 (2)均等割免除 (3)標準世帯・最高限度額の在り方 (1)要介護・外出困難者サポート (2)入院・入所の保証人・保証金サポート (3)高齢者のゴミ出しサポート要件の緩和 (1)資源リサイクル・資源回収の現状 (2)プラスチック対策, 廃油・エコキャップ、再資源化 (1)ゴミ屋敷対策 (2)市の強制排除で原因者へ実費請求 (3)私有地悪臭・ゴミ害虫の強力な行政指導と公共福祉優先の条例・要綱の制定 (1)直近5年の寄付額 (2)24年度実績・前年度との比較 (3)経費内訳、返礼品順位5位まで、サイトの上位内訳 (4)寄付者の市政への要望 (5)24年度の寄付金振り分け内訳 ふるさと納税を生かした市民本位の市政拡充について	市 長 関 係 部 長 関 係 次 長
17. 遠藤 憲子	1. 市民の生活環境	1) 11月9日に行われた市	市 長

<p>(一問一答方式)</p>	<p>の改善について</p> <p>2. ヤングケアラーについて</p>	<p>議会主催の意見交換会で、だされた生活環境への改善について。行政区内で犬のブリーダーのような仕事をしている方に対する騒音、悪臭など地域住民から耐えがたい状況が続いていると寄せられた。市に何度も相談をしたが解決には至っていない。市の対応と考えるについて</p> <p>2) 今後について</p> <p>1) ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題を含み表面化しにくい。福祉や介護、医療、学校等関係機関における研修は十分ではなく、自治体での現状把握も不十分と考える。市の早期発見・現状把握は。</p> <p>2) 市における支援策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悩み相談支援 ・関係機関連携の支援 ・教育現場での支援 ・適切な福祉サービスの運用 ・幼いきょうだいをケアする支援 <p>3) 社会的認知度の推進</p> <p>4) 市の考えは</p>	<p>教 育 長 関 係 部 長 関 係 次 長</p>
<p>18. 須藤 京子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 牛久市文化芸術振興基本計画「ひとが輝きつながる文化芸術のまち」が目指すまちづくりについて</p>	<p>(1)文化芸術振興基本計画における美術分野での取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針の4つの柱に基づく事業展開 ②うしく現代美術展実行委員会が担う事業と牛久市の役割 <p>(2)各地に広がるアートプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内各地のアートプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・イベント的なアートの祭典型（県北芸術祭ほか） ・日常の暮らしの中の 	<p>市 長 関 係 部 長 関 係 次 長</p>

		<p>アートプログラム型 (取手アートプロジェクト)</p> <p>②アートプロジェクトが 地域にもたらす様々な 価値</p> <p>(3) 市制施行40周年記念に 向けたアートプロジェクト の展開</p> <p>(1) 重層的支援体制整備事 業が進まない理由</p> <p>①同事業の必要性の認識</p> <p>②包括的基幹相談支援セ ンター設置への取り組 み</p> <p>③多機関協働事業構築へ の取り組み</p> <p>④アウトリーチ等を通じ た継続的支援への取り 組み</p>	
19. 伊藤 知子 (一問一答方式)	<p>1. AEDの収納ボッ クスに付属品を追 加することについ て</p> <p>2. 带状疱疹ワクチ ン公費助成につい て</p>	<p>三角巾の配備について</p> <p>(1) 本県及び隣接する県に おける、公費助成導入の 状況と助成導入年齢、助 成額の設定の状況は</p> <p>(2) 定期接種時の対象年齢 に対する市の考え</p> <p>(3) 定期接種化後の市民の 自己負担額について、市 の考えと設定根拠につい て</p>	市 長 関 係 部 長
20. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1. 子宮頸がん撲滅 に向けて	<p>①キャッチアップ接種が開 始から直近までの令和6 年度高校1年生とキャッ チアップ接種対象者の接 種率は。</p> <p>②令和6年度の高校1年生 及びキャッチアップ対象 者への郵送通知などによ る周知はいつどのよう におこなったか。</p> <p>③令和7年度の高校1年生 の接種率と周知方法、こ の年代に個別通知した場</p>	市 長 教 育 長 関 係 部 長 関 係 次 長

	<p>2. 寄り添い支えるためのひきこもり支援</p> <p>3. 各中学校校内フリースクールの充実</p>	<p>合にかかる通知費用を伺う。</p> <p>①ひきこもりをどのように捉えているか ②ひきこもり状態にある人の実態をどこまで把握しているのか ③ひきこもり相談窓口はどこに設置されているのか ④ひきこもり状態にある当事者や家族におこなっている具体的な支援を伺う ⑤民間団体と連携するなどしてひきこもり支援体制を強化したらどうか。</p> <p>①利用状況 ②支援体制はどうなっているのか ③課題は何か ④校内フリースクール担当の専門の人材登用の考えはあるか</p>	
--	--	---	--

令和6年第4回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和6年12月9日（月）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

12番出澤 大議員から欠席の届出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は20人です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭かつ簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、22番石原幸雄議員。

〔22番石原幸雄議員登壇〕

○22番 石原幸雄 議員 改めまして、おはようございます。

自民党うしく21に所属をいたしております石原幸雄であります。

ただいまより、通告に従いまして4点の一般質問を行います。

まず第1点目といたしまして、ごみの問題について2項目の質問をいたします。

初めは、ごみ処理の広域化についてであります。

本件については、これまでの執行部などの説明によれば、本市を含む7市町村で構成される広域行政検討協議会が今後の在り方を専門のコンサルタントに委託しているとのことであり、その答申内容を踏まえて、ごみ処理の広域化に向けた今後の方向性が示されるものと存じます。

一方、本市では、クリーンセンターの設置に際して、事前に地域住民と協定を締結しており、その1項目にごみ処理の広域化をしないことと明記されていることから、広域行政検討協議会において、ごみ処理を広域化するとの方向性が示された場合、その整合性が問題になると存じます。

ところで、今後、広域行政検討協議会において、ごみの広域化については、これを是とするとの方向性が確認された場合、本市がその方向性を受け入れるのか否かは大きな課題であると存じます。

そこで率直に質問をいたします。

ごみ処理の広域化について、本市は地域住民との協定を踏まえ、広域化を検討しないとの立場を取るのか、それとも時代環境を考慮して、広域化を受け入れるのか、明快なる答弁を求めるも

のであります。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野瓶公司 環境経済部長 令和5年度に稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会が解散いたしました。広域行政の課題を検討するため、新たに「広域行政検討協議会」が設置され、併せてごみ処理の広域化及び集約化の検討を進めるために、広域行政検討協議会の専門部会として「茨城県ごみ処理広域化ブロック6会議」が設置されております。

ブロック6会議では今年度コンサルタントに業務委託し、今後広域化の検討を行っていくための基礎調査として、牛久市、阿見町、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、江戸崎地方衛生土木組合の構成団体で、想定可能な複数の組合せをもって広域化をした場合や、もしくは単独とした場合など14パターンの組合せについて、施設整備費、運営費、収集運搬費を試算、評価を行っているところです。現時点ではどのような体制で新たな清掃工場をどこに建設するのかという指針は示されておられません。

清掃工場建設に当たっての国の交付金交付要件には広域化の検討が必須となっており、広域化、単独かにかかわらず、検討は必要なものとなります。

本市では単独か広域化も含め、慎重に検討を重ねている段階であり、コンサルタントによる基礎調査は令和7年3月までに報告されることとなっておりますので、新工場への更新時期を踏まえ検討を行い、検討状況につきましては随時市議会へ報告させていただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 ただいま部長から答弁がございましたが、そうすると部長、広域行政検討協議会の答申について、牛久市は必ずしもそれにこだわることはしないという理解もあり得るのかどうか。いかがですか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野瓶公司 環境経済部長 今回やっている基礎調査の結果とは別に、市として広域化するのか単独でいくのかという判断をしてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 ということは、最終的にこれ市長、単独でいくということもあり得るというふうに理解をしておいてもよろしいんですかね。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 現段階において、そういった今様々な協議会でシミュレーションを行っております。そのシミュレーション結果も出てはきたんですけども、その結果に伴ってまだ足りない部分も正直ございまして、再度それを見直すといった状況に今現段階でございまして、処理場の設置に対して牛久市が広域の処理をするのかどうかという最終的にはそこに話が行き着くとは思いますが、まだそういった段階にも至っていないのが正直なので、話の具体性がない中で、本市において今後どうするといった判断には至っていないのが現状でございます。

先ほど部長からもお話がありまして、新しい材料が出てきた段階では随時市議会には示させていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 確かに最終的な選択というのは今の段階では判断しづらいのかなと思いますし、同時にこの問題は単独でいくのか広域でいくのかという難しい選択になろうかと思えますけれども、相手は市民でありますので、市民にとって不利益とならないような方向での選択をしていただければと大いに期待をいたしまして、次の質問に移ってまいります。

続きまして、クリーンセンターの余熱の利用策について質問をいたします。

本件については、私がこれまで何度か一般質問で取り上げた経緯がありますが、昨年、新たな市長が誕生したことから、今回改めて本市の考え方を問いただすものであります。すなわち、クリーンセンターの余熱の利用策については、クリーンセンターの設置に際して、これを将来的に具現化する方向で検討してもらいたいとの要請が国から出されていると聞き及んでおりますが、これまでの執行部の答弁では、クリーンセンターの機械の更新時に余熱の利用策を検討するというものであります。

ところで、隣接する龍ヶ崎地方塵芥処理組合が管理するごみ処理場の余熱の利用による公衆浴場施設が本年3月31日をもって閉館となりましたが、本市のクリーンセンターの1日当たりの平均のごみ処理量であるおよそ67トンを基準に考えれば、80トンのごみ処理量が必要とされる公衆浴場施設の設置は困難であると判断をいたします。

そこで、課題となっているクリーンセンターの余熱の利用策については、ごみ焼却熱有効利用促進市町村等連絡協議会への加入などを通じて、現在のごみ処理量で具現化できる利活用策を検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野瓶公司 環境経済部長 余熱協の正式名称「ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会」では、ごみ焼却熱の有効利用、省資源・省エネルギーや地球温暖化抑制、ごみ処理施設に対する社会的な評価の向上を図ることを目的として平成4年に設立されました。令和6年10月現在の会員数は87団体、関東地区は13団体となっており、茨城県内には加入市町村はございません。活動内容といたしましては、国や電力会社などの関連機関に対する要望活動や、最新余熱利用の事例や見学などの研修会を実施しております。余熱協へ加入することにより、情報共有や要望活動などに参加できるという利点はございますが、一方で、個別のアドバイスまでは行っていないとのことで、実態を熟知しているプラントメーカーやコンサルタントへの相談が、よりの確な提案がなされ、よいのではないかと御意見を余熱協よりいただいているということもあり、余熱協への加入は現状では考えておりません。

現在、牛久クリーンセンターの余熱利用の状況といたしましては、ごみの焼却により発生した熱は工場内の給湯、床暖房、白煙防止等に使用されております。

現有施設への余熱利用機能の追加についてプラントメーカーと協議したところ、改修費用が10億円を超えるような多額の費用が必要と想定されることや、改修工事期間のうち、少なくとも6か月程度は全焼却炉を停止する必要があるとの見解をいただいております。

めることは難しい状況です。

しかしながら、余熱利用は重要なものでありますので、次の清掃工場建設時には規模に見合った余熱を利活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 確かに余熱の利用現状においては、今の施設の中での使い方ぐらいしかできないのかなというふうなことは理解はいたしました。次の機械の更新時にはさらに検討を進めてまいりたいという答弁でありましたけれども、これ次の更新時というのは部長、いつ頃になりますか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野瓶公司 環境経済部長 牛久の清掃工場については延命化を終了したところであり、次の大規模な更新の予定はございません。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 次の予定は、でも機械というのは寿命があるわけであろうし、当然それは計画の中に入っているのではないかなと思いますけれども、それも把握されていないということですか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野瓶公司 環境経済部長 今、先ほども申し上げましたとおり、延命化工事が終了したところで、現状で大規模な改修等の予定はございません。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 通常、機械というのは寿命というのが当然であろうかと思えますけれども、これは当然更新したときにどのぐらいのスパンというか、長さというか、時間、これは当然ついてくるものだろうと思えますけれども、それについてはどのような説明を受けておりますか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野瓶公司 環境経済部長 もちろん、石原議員おっしゃるとおり機械には寿命がありまして、定期的に耐用年数を過ぎた機械の更新は計画的に行っております。ただ、大規模な修繕については現状では予定されているというものはございません。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 これをやってちょっと答えが出てこないような感じを受けましたので、そうすると確認ですけれども、部長、現状での余熱利用はこれは今のままを続けていくということでしょうか、さらによりよい余熱の利用策というのは今後も課題の一つとしてしっかりと位置づけておいて、それをさらに検討をしていくというような理解でよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野瓶公司 環境経済部長 余熱利用につきましては重要な課題と認識しておりますので、今後も引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 それでは次に第2点目といたしまして、広域連携による大学の誘致について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、現代は少子高齢化の時代であり、多くの自治体が人口減少や税収不足に悩んでいることは論をまたないところであります。そのような時代背景の中、有効な情報発信を行い、いかに若い世代を増やしていくのが多くの自治体の課題であると存じますが、その一つの切り口として大学の誘致が挙げられると存じます。

一方、大学の誘致については、財政的な見地から考えて、自治体の負担が大であることから、単独の自治体で誘致に取り組む場合は相当に裕福な財政基盤を有していなければならず、その意味で本市が単独で大学の誘致に取り組むことには高いハードルがあると考えます。

ところで、行政課題の解決方法の一つとして自治体の広域連携というものがあり、この手法を用いて大学の誘致を実現した自治体があります。すなわち、北海道函館市は、周辺の4つの自治体との広域連携により、市内にIT関連の公立大学の誘致を実現したわけではありますが、この事例は自治体の広域連携による大学の誘致の成功事例であると聞き及んでおります。

そこで、本市においてもこの事例を参考として、将来のまちづくりの指針の一つとして、総合計画の中に広域連携による大学の誘致を盛り込むことを検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 本市の現状といたしまして、全国的な課題と同様に、総人口の減少のみならず、少子高齢化による人口構成の偏りにつきましては、今後も継続して進展するものと見込んでおり、このような背景からも若年層の定着や新たな転入につきましては、持続的な行政運営を行う上でも重要な課題であると捉えております。

議員、御提案の広域連携による大学の誘致につきましては、若者の定着や流入に関して大きな効果があるものと想定され、また、大学の誘致に限らず自治体負担の大きい事業に対し、そのスケールメリットを生かした運営方法として有効な手段になり得るものと考えます。

しかしながら、御質問にもございました事例におきましても、大学の誘致の主となる自治体の負担割合が大きくなるものと考えられ、また、少子化などの背景から、既存の大学の運営が困難になる例も多く、新規の大学誘致におきましても、必ずしも想定どおりの効果を生むものではないという点を考慮しますと、大学の誘致という方針を検討していくには慎重な判断が必要なものと考えてございます。

このような状況から、総合計画の見直しにおきましては、大学を卒業後に、特に20歳代の男性及び女性、30歳代の女性の人口の流出が課題となっていることから、牛久市に戻っていただく、また、とどまっていただくよう企業誘致や事業所誘致、住宅地整備など、牛久市内で働き、住み続ける環境づくりを位置づけるよう、現在進めているところでございます。

今後におきましても、広域連携による大学誘致につきましては、少子高齢化などの現状の課題に対する一つの手法といたしまして、全国的な事例などの情報を継続的に収集してまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 ただいま部長からるる答弁をいただきましたが、部長、そうすると行政課題の一つとして、広域連携による大学と誘致というものも行政課題の一つとして牛久市は位置づけていくというふうな理解でよろしいんですか。それともそういうお考えはあまりないというふうな理解でよろしいんですか。どちらでしょうかね。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 大学誘致のみならず、広域連携というのは今後の行政運営を考えますと考えなければいけない一つのものだと思っています。先ほども答弁したとおり、大学誘致に関しては、今回の総合計画の中には現在位置づけてございませんけれども、今後のまちづくりを進めていく上で、大学誘致も含めまして行政課題の一つとして捉えまして考えていきたいと思えます。

ただ、大学誘致を今後積極的に行うかどうかというのは、やはり自治体の負担、今、議員がおっしゃったように函館市の例、成功事例とありましたけれども、実態の予算を見てみますと約19億円が毎年広域連合のほうに函館市が出しているお金です。その割合を見てみますと、19億円の99.9%が函館市で、ほかの1市2町が1%を出しているものでございますので、その内容を踏まえまして、広域連携の内容を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 部長、そうするともう一度確認をいたします。牛久市として、今後の総合計画の見直しにおいては、広域連携の中に大学の誘致というものも検討をするというような文言の盛り込みというものもあり得るというふうに理解してよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 先ほど申し上げたとおり、これから全国的な事例などをまず情報調査・研究いたしまして、今後判断していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 確かに広域連携といってもお金のかかってくる部分というのは多いかとも思います。しかし、情報発信とか若者を呼び込むとかというような意味で、やはり大学の誘致というものは、広域であろうとも行政課題の一つとして検討をしていくに値するものというふうに思いますし、そのようになることも期待をいたしまして、次の質問に移ってまいります。

次に、第3点目といたしまして、かつば祭りの在り方について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市の最大のイベントであるうしくかつば祭りは、1984年に開始され、今年で40年を迎えましたが、その在り方について最近様々な声が聞かれるのであります。

その中で特に顕著なものが、2日間の開催を1日に短縮してもよいのではないのかというものであります。背景としては、近年の気候変動による厳しい暑さのために、炎天下での踊りパレードに参加することに抵抗感があること、また、行政区による踊りパレードへの参加者の高齢化が著しいこと、さらには規模の小さな行政区では、踊りパレードへの参加者の確保が容易ではな

いなどが挙げられるのであります。ちなみに、2日間の行政区による踊りパレードについて、本年は64行政区中15行政区が不参加であったと聞き及んでおります。

ところで、うしくかっぱ祭りは、伝統や慣習にのっとったイベントではなく、いわゆる時の為政者によってつくられたイベントであり、その意味で、在り方については時の流れに合った見直しが検討されても問題はないと判断をいたします。

そこで、今後のうしくかっぱ祭りの在り方については、気候変動による暑さや行政区参加者の高齢化などを考慮に入れ、2日間の開催を1日に短縮し、その上で踊りパレードについては参加を希望する企業団体及び行政区とするの方針への見直しを検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 御質問にお答えいたします。

かっぱ祭りにつきましては、ただいま議員の御発言にもありましたとおり、最近の厳しい暑さから開催期間の見直し等の御意見が寄せられる一方で、夏祭りとして夏の開催を希望される御意見も一定数いただいている状況でございます。

かっぱ祭り実行委員会では、ここ数年の猛暑や市民の皆様からの御意見を踏まえ、熱中症対策を講じており、本年は第二会場ステージの開会を2時間遅らせて15時としたほか、冷風扇の設置、麦茶や水の配布、試験的なミストシャワーの設置などの対策を実施いたしました。

しかしながら、かっぱ祭り終了後の役員会でも今後の暑さ対策の課題が挙げられており、現在も次回以降の開催に向けた協議、検討がなされているところでございます。

今回、一般質問でいただいた御意見や既に寄せられている市民の皆様からの御意見に加え、イベント開催の届出が必要な消防署、警察署の御意見など、祭り開催に対する様々な意見を考慮し、より皆様に喜んでいただけるかっぱ祭りが開催できるよう、引き続き実行委員会と協議してまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうしますと、市長、今後について、次年度以降のかっぱ祭りについては、在り方、要するに開催日数も含めて現状の見直しもあり得るといふような理解でよろしいのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 最終的な決定事項は実行委員会で行いますけれども、この件に関しましてはタウンミーティングでもかなり意見として出てまいりましたし、市長の手紙でも議員と同様の意見が出ているのはこれ事実でございます、この意見はもう既に実行委員会のほうにはお伝えさせていただいております。

ただ、実行委員会がある以上、市のほうで1日に短縮するといったことはやはりできませんので、意見としてしっかりと引き続き実行委員会のほうに伝えさせていただき、判断を仰ぎたいというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 ということは、くどいようですが、実行委員会において短縮も含めた見直しがいいという判断がなされれば、牛久市としてはそれに従っていくというふうな方向でよろしいのかどうか、確認を求めたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 協議してまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 このところの気候変動、かなり大きなものがありまして、暑さ対策はもとより今年行政区踊りパレードへの参加団体の数も減少しているということでもありますので、その点をよくよく考慮をされまして、いい方向で見直しが行われるものと大いに期待をいたしまして、次の質問に移ります。

最後に、第4点目といたしまして、教育行政について2項目の質問をいたします。

初めは、金融教育の充実についてであります。

御承知のように、今や人生100年時代と言われる長寿社会を迎えましたが、長寿を全うするためには、文字どおり健康であることはもちろんであるものの、その暮らしに不可欠なものはお金であることは論をまたないところであります。

一方、人生を過ごす上で不可欠なお金に関しては、一般的には各家庭などで育まれるものと存じますが、近年は学校においてお金に関する教育が行われるようになってきたと認識をいたしております。すなわち、金融教育とは、お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きつつ、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できる態度を養うことを指すものであり、義務教育段階での金融教育は限られたお金の中でやりくりをすること、欲しいものを買えるだけのお金ができるまで我慢をすること、将来に必要なことのために貯金をすることの3ポイントを教育目標としているとのことであります。

ところで、本市では、市内の13校で、年に1回銀行員による金融教育が実施されていると聞き及んでおりますが、金融庁では小中学生を対象にお金に関することを学べるコンテンツを紹介していることに加えて、金融広報中央委員会では、学校における年齢層別の金融教育プログラムを策定していることなどから考えると、国も金融教育の重要性を認めていると判断をいたします。

そこで、本市においても各学校での金融教育については、現在の年1回の実施を複数回に拡充することも検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 文部科学省は、成人年齢の引下げを背景に、高等学校の家庭科を中心に金融教育の充実を図っております。小中学校においては「消費者に関する教育」として、次のような学習を行っています。

小学校の家庭科「消費生活・環境」において、「買物の仕組みや消費生活の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること」や「購入に必要な情報を活用し、身近

な物の選び方、買い方を考え、工夫すること」などについて学習しています。

また、中学校の家庭科「消費生活・環境」において「購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること」や「売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること」などについて学習しています。

同じく中学校社会科の公民的分野「私たちと経済」において「身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること」や「現在の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること」などについて学習しています。

さらに「特別の教科道徳」においては、小中学校ともに「物や金銭を大切にすること」や「節度を守り節制に心がけること」などについて学習しています。

市内では今年度は小学校2校、中学校2校が学校独自で銀行職員を招いてお金の仕組みや物の価値などについて学習しています。

今後は、各学校のカリキュラムや児童生徒の実態に合わせて、各教科の基礎的・基本的な内容の習得とともに各学校が必要に応じて外部人材を招聘した金融教育を取り入れていくことも考えられます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 ただいま次長のほうから答弁がございましたが、そうすると確認でございますけれども、次長、金融教育については各学校の判断に任せるという理解でよろしいんですか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 おっしゃるとおりです。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると答弁によりますと、まだ実施していない学校もあるようですけれども、それについて教育委員会のほうからは実施することを検討してもらいたいというような申出というか要請というか、そういうことはお考えにはなっていないということですか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 例えば、議員御指摘のように銀行員を招いた金融教育については、教育委員会のほうからこういった授業もできますと、要するに銀行員を学校に出向いて授業できるというような御案内をしています。その情報提供を教育委員会としてはいたしまして、実施する、しないについては学校にお任せしているところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 教育ですから、当然人生はお金だけではないということもありますけれども、でも申し上げたように、お金というものが人生において大きな役割というか要素を占める部分が大きいし、意義も大きいと思います。そういうところから考えると、やはり教育委員

会のほうからも金融教育についてはこれは前向きに検討をしてもらいたいというふうな要請は少なくてもきちんとすべきだし、やはり年1回ということではなくて、複数回、2回程度はやはりやってもらいたいと思いますけれども、その点についてはいかがなんでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 積極的に情報提供は行ってまいりたいと思います。以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 各学校の判断ということで、これはなかなかここでどうこうと答えることはできないというふうに思いますけれども、積極的な情報提供に努めていただけることも期待をいたしまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

続きまして、小中学校の名称の在り方、この件について質問をいたします。

御承知のように、本市には現在6小学校、5中学校、1義務教育学校の12校がありますが、そのうち名称にナンバーの付されている学校は3校、牛久二小、牛久一中、牛久三中の3校であることは論をまたないところであります。

一方、現代は学校などの公共施設の名称についてナンバーを付するのではなく、地域名や東西南北などの方角を付する傾向が極めて高く、本市においても近年、新設や統合によって誕生したひたち野うしく小学校、ひたち野うしく中学校、おくの義務教育学校のいずれの名称にもナンバーは付されておらず、その意味で、ナンバー付きの学校の名称は果たして時の流れに合致しているのかとの疑問を感じざるを得ないのであります。

そこで、本市においても、この際、牛久二小、牛久一中、牛久三中の名称について、ナンバー名称ではなく、学校が設置されている地域名等に見直すことを検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 小中学校の名称につきましては、長い歴史と地域社会に深く根差した伝統があります。特に卒業生や在校生、地域の方々にとっては愛着や誇りもあり、名称変更についてはそういった方々の御理解が必要であると思いますが、現在はそのような御意見はありません。

また、名称変更には、校名表記の変更、書類やシステムの更新、広報活動など、大きなコストと手間がかかります。

したがって、近年、学校名に地域名等を付する傾向があることは重々理解しているところですが、現在のところ、名称変更については考えておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今の次長の答弁によりますと、現在のところ、名称の変更は考えていないということですが、これ次長、将来的にはどうなんでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 将来のことは分かりませんが、名称変更の機運が高まったというような状況が起こった場合には検討の余地もあるものというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、22番石原幸雄議員の一般質問は終わりました。

次に、14番小松崎 伸議員。

〔14番小松崎 伸議員登壇〕

○14番 小松崎 伸 議員 おはようございます。無党派の小松崎 伸でございます。

今回はDXの取組についてということで質問をいたします。

まず、茨城県市町村のDX推進計画策定状況でございますけれども、県南では令和3年に稲敷市、令和4年に土浦市、龍ケ崎市、阿見町、取手市、令和5年につくば市がそれぞれDXの策定をしております。

デジタル化推進の基本方針といたしましては、市民サービスのデジタル化、地域のデジタル化、行政のデジタル化、情報セキュリティの標準化、この3つが挙げられると思います。

そして、県内自治体のデジタル化の取組を見てみますと、電子申請やスマホアプリ等住民に関わる行政サービスにつきましては県内全市町村で導入が進んでおりますけれども、テレワーク、AIなどの庁内事務効率化につきましては、まだ対応にばらつきが見られます。取組のイメージといたしましては、住民向け、町内向け、いわゆる両面のニーズを捉えまして、書かない窓口、行かない窓口、必要な情報はストレスなく取得できる窓口、職員が本来業務に専念をできる質の高いサービス提供ができる職場環境づくり等がございます。

また、先週行われました茨城県議会の一般質問におきましても、DXによる効率化について取り上げられました。県の執行部の答弁では、RPA、いわゆるロボットによる業務の自動化をこの5年間で105の業務に導入をしております。そして、各種支払い業務では、年間3,300時間を削減、また、県税業務では4か月間で職員の電話対応時間を約1,700時間削減できたと試算をしております。

さて、このような状況の中、令和4年度デジタル推進課設置からこれまでの牛久市のDX推進の取組の経緯について答弁を求めます。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 本市では、自治体に取り組むべきDX戦略に対応するため、制度の整備調査や業務の洗い出しなど、本格導入に向けた準備を行う組織として、令和4年4月にデジタル推進課を設置いたしました。

また、同年9月にはデジタル化を推し進めるため、「牛久市デジタル化推進ガイドライン」を策定しており、同計画では11の重点施策として、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続きのオンライン化」、「キャッシュレス決済の導入」、「自治体情報システムの標準化・共通化」、

「A I ・ R P Aの利用促進」、「地域社会のデジタル化を促進」、「デジタルデバイド対策」、「デジタル化推進体制の整備」、「テレワークの推進」、「職員研修の実施」、「セキュリティ対策の徹底」を位置づけてございます。

令和5年4月には、今後のD X施策について具体的な方向性を示すとともに、全庁的な展開を図る必要性から、市民部から政策及び企画の統括部門である経営企画部への組織変更を行い、同年6月にはデジタル化に取り組むための推進体制として、部長等で組織される電算化推進運営委員会をデジタル化推進本部として設置するとともに、各部署にデジタル化推進リーダー17名、デジタル化推進員35名の選任を行い、業務のデジタル化を進める際の業務調査を実施いたしました。

その業務調査の結果を踏まえ、令和6年度には業務を効率化するために有効と考えられるデジタルツールといたしまして、「A I - O C R、R P A」、「ノーコードプログラミングツール」、「チャットツール」、「音声認識議事録作成支援システム」等の導入を決定し、デジタル化による業務の効率化に取り組んでいるところでございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、今年度当初予算に計上しまして、取り組んでいる事業についてであります。

D Xの取組といたしまして、R P A、A I - O C R、ノーコードプログラミングツール、チャットツール、議事録システム、保育施設など給付業務システム、電子入札の導入といった業務効率化ツールの導入を計上いたしておりますけれども、改めてその内容や現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 先ほど申し上げましたとおり、令和6年度におきましては、業務の効率化を目的に、「A I - O C R、R P A」、「ノーコードプログラミングツール」、「チャットツール」、「音声認識議事録作成支援システム」、「保育施設等給付業務管理システム」、「電子入札」の導入を進めてございます。

それぞれの内容と進捗状況につきまして、まず「A I - O C R」につきましては、手書きの書類や帳票等の紙文書をスキャナーで読み込み、書かれている文字を認識してデータ化するツールであり、「R P A」はパソコン上で人が日常的に行っているマウス操作やキーボード入力などの単調な操作手順を記録し、自動で事務処理を行うツールとなります。

これらのツールは、A I - O C Rで紙書類を自動的に読み取り認識した結果をR P Aで自動的に業務システムへデータ入力するなどといった業務の効率化が図られ、またシステム化による人的ミスの削減等を図るものであり、ツールの導入は完了しており、10月には操作説明会を実施し、現在は業務に使用するためのA I - O C Rが読み取る帳票の定義やR P Aが実行する業務手順の作成を行っているところでございます。

次に、「ノーコードプログラミングツール」につきましては、プログラミングの専門的な知識がなくても視覚的な操作で機能や要素のパーツを配置することで、簡単に業務アプリを作成する

ことができるツールとなります。こちらもツールの導入は完了しており、10月には操作説明会を実施し、各課で利用が始まったところとなります。

次に、「チャットツール」につきましては、従来の電話、メール、ファクス、対面などの職員間のコミュニケーションをビジネスチャットに変えることで、業務の効率化を図るものとなります。こちらも導入は完了しており、チャットとしてのコミュニケーションでの活用のほか、打合せをグループチャットにより行うことで資料等の電子化により、情報の共有化及び庁内におけるペーパーレスを図っているところでございます。

次に、「音声認識議事録作成支援システム」につきましては、会議や打合せにおける音声データをAI音声認識により文字起こしをすることが可能なツールとなります。こちらも導入は完了しており、会議や打合せの議事録の作成に活用し、議事録作成の時間短縮につながっております。

次に、「保育施設等給付業務管理システム」につきましては、民間保育園等と個別のメールや郵送等で行っております「教育・保育施設の給付費等の申請」、「算定等に係る事務処理」をクラウドシステムによりデジタル化し、データを一括管理することで、民間保育園等と本市の業務負担の軽減を図るものとなり、令和7年4月の運用開始に向けて現在構築作業を進めているところでございます。

次に、「電子入札」につきましては、茨城県及び県内市町村が共同で利用する茨城県建設工事等電子入札システムを活用し、公共事業の入札手続をパソコンからインターネットを介して行うシステムであり、情報伝達ミスの抑止や電子的通知によるペーパーレス化を図るものとなり、12月1日以降に公告する案件から開始となります。

本年度導入の業務効率化ツールを説明してまいりましたが、業務効率化ツールは導入することが目的ではなく、その先の業務フローの見直しとシステムやツールを活用した業務改善が図られ、ツールを活用することができるようになることが重要となります。

そのためには、「デジタル化推進リーダー」や「デジタル化推進員」に対して、より専門的な研修を実施するなどより多くのデジタル人員の育成に向けて継続的に取り組むとともに、全ての職員がDXの推進に向けて業務改善や見直しに対する認識を持たなければならないものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 一つ一つの政策について随時答弁をいただきましたけれども、最後の部分で庁内デジタル推進リーダー、そしてデジタル推進員ですか。こういった方々が各部署に配属されているということですが、一般的には役所は横の連携というのがやはり苦手ですよね。そういった意味で、具体的な戦略を、成果を出すというふうな意味では具体的な施策、それをどのように今後行っていくかということを改めてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 まずデジタル化推進員とデジタル化推進リーダーのまず役割について御説明申し上げます。

まずデジタル化推進員でございますけれども、所属課及び市全体に対して導入することで業務

改善や市民の利便性が向上すると思われまます技術の提案を行いまして、デジタル化推進リーダーにつきましては、所属部署におけるデジタル化の優先の順位づけや根拠の作成、それと複数の課に関わるデジタル技術に関する費用対効果の検証を行うことをお仕事としてございます。

これまで提案されました業務内容を見てみますと、所属課の業務は当然ながら、例えば、出退勤の改善など市全体で改善すべき課題も提案されておりますので、今後につきましても議員御指摘のとおり、まずは縦割りとはならず、横のつながりを密にいたしまして、市全体の課題解決を図っていくよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、市民サービスの向上に資するシステムなどの導入についてということであります。

下水道台帳のホームページ閲覧化、そして用途地域規制状況のホームページ閲覧化の導入、これを当初予算で計上をしておりますけれども、改めてその内容と現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 用途地域等規制状況及び下水道台帳のホームページ閲覧化につきましては、データを電子化し、ホームページで公開することにより、これまで市役所に来庁しなければ得られなかった情報を事業所等において閲覧することが可能とすることで、市役所へ来庁するお客様の負担の軽減と利便性の向上を図るため導入をするものであり、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、導入したものでございます。

なお、現在の進捗状況といたしましては、令和7年の2月の運用開始を目指して準備を進めているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 最後に、今年度6月の補正予算に計上いたしまして取り組んでいる事業についてであります。

特に、牛久市公式LINEを活用したDX推進策について、改めてその内容と現在の進捗状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

本市の行政手続のオンライン申請につきましては、「いばらき電子申請・届出システム」及び「マイナポータル」により行っておりましたが、これらに加え、オンライン手続申請の簡素化、さらなる利便性の向上及び窓口予約による市役所窓口の混雑緩和を目的として、牛久市公式LINEによるオンライン申請・オンライン予約について、本年10月より運用を開始いたしました。

現在は、マイナンバーカードの「電子証明書の更新」と「カードの受け取り」の予約、ハートフルクーポン券の購入申込みの受付について、公式LINEからも申込みができるように活用しており、健康診断の予約申請、がん検診の予約申請、確定申告の受付予約申請、粗大ごみ収集申

込み、各種イベント申込みなどの手続につきましても、公式LINEを活用したオンライン申請の開始に向けて順次進めている状況でございます。

公式LINEの導入等によって、マイナンバーカードの受け取りや電子証明の更新では、これまで1件当たり20分以上要していた手続時間が、事前予約の方は平均15分短縮され、1件当たり平均8分ほどで手続を完了することができるようになり、また、令和6年度後期分のハートフルクーポン券の購入申込みにおきましては、総申込み数7,571件のうち2,996件が公式LINEからの申込みであり、若い世代の方を中心に大変多くの方の利用につながっているものと認識しているところでございます。

今後におきましても、市役所に来庁することなく手続が行えるなど、市民の利便性のさらなる向上や窓口の混雑緩和が図れるよう、「牛久市公式LINE」や「いばらき電子申請・届出システム」の活用のほか、行政手続のオンライン化のさらなる拡充に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 ありがとうございます。

ただいまの市長の答弁の中でも件数的にハートフルクーポン券、特にペーパーで申し込んでいる方がまだ非常に多いというようなことでございますし、高齢化の方ですね。そして私もそうですけれども、アナログの方も多くいらっしゃるというふうなことで、そういったなかなか慣れない方、スマホもガラ携の携帯も持っていない方、なかなか不慣れな方、そういった方にも十分にある意味留意をしながら進めていただきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、14番小松崎 伸議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 こんにちは。公明党の鈴木でございます。

通告順に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、行政窓口の改善についてでございます。

10月11日、本庁舎二階総合窓口課及びその他の関係各課において、窓口利用体験調査が実施されました。配信されたメールによれば、本調査は来庁者にとってよりよい窓口、書かない、待たない、行かない窓口の実現を目指すため、窓口の改善を探ることを目的としたものだという事です。そこで、本調査を実施してどのような成果が得られたのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○齋藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 総合窓口課では、順番待ちの来庁者で混雑する状態が続いており、特に年度末の繁忙期には待ち時間が1時間を超えてしまうこともございます。こうした状況をDX化により改善し、窓口の待ち時間ゼロを実現することを目指して、本年4月より総合窓口課における業務改善活動を開始いたしました。

活動当初はデジタル化することを第一に考え、「何かよいシステムを入れて劇的に仕事効率を上げよう」としておりましたが、検討を重ねるうち、まずは業務プロセスを徹底的に見直した上で最適なシステムを選定しないと、業務の効率化にはつながらないということが分かってまいりました。表向き先進的な窓口システムを導入しているところであっても、業務改善（BPR）を行わずにDXありきで進めた場合に、かえって職員の負担が増えてしまい、結果として窓口サービスの向上につながらなかったケースが数多くあることを学びました。

そこで、国が行っている「窓口BPRアドバイザー支援制度」を活用し、専門家の指導を仰ぎながら、まずは業務改善（BPR）を行うこととし、今回の「窓口利用体験調査」は、支援制度の中のカリキュラムの一環で実施したものでございます。

なお、市役所窓口のサービス向上については、総合窓口課だけで行えばよいというものではなく、全庁的に取り組む必要があることから、10月には新たに全庁的組織としての「窓口待ち時間ゼロプロジェクト」を立ち上げ、今回の調査は窓口関係課14課による横断的な体制で実施したものでございます。

この「窓口利用体験調査」は、「ペルソナ」と呼ばれる仮想の世帯をつくり、職員がその世帯に扮して窓口で手続を行うことにより、お客様目線で課題等を抽出しようとするものです。

具体的に申し上げますと、今回の調査の一例となりますが、市内に住む方の御両親が牛久市に転入された場合のペルソナでは、手続の際の申請書の枚数は5枚であり、住所・氏名をそれぞれ14回記入していることが分かりました。また、このケースで全ての手続が終わるまで2時間強の時間がかかっていることも分かりました。

今回、職員が身をもって体験することで、様々な場面で改善の余地があることに気づかされたことが最も大きな成果と考えています。

現在、プロジェクトチームにおいて、これらの課題を基に改善に向けた方策を検討しているところです。さらに、その結果に基づき、業務プロセスを徹底的に見直した上で、DXを活用した窓口業務改善へつなげていく考えです。

まずはアナログで行う業務改善（BPR）を進めた上でDXを活用した業務の効率化を図り、窓口の待ち時間ゼロを目指してまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 私はこれまで書かない窓口、行かない窓口につきまして、既に令和4年第1回定例会、あるいは令和5年第2回定例会の一般質問等でその導入を訴えるとともに、市民の利便性の向上や行政事務の効率化等を図るため、行政窓口の改善はもとより、行政のデジタル化を積極的に推進していくように提案してまいりました。令和5年第2回の定例会の一般質問では、書かない窓口の導入につきまして、現状の業務の見直しや窓口カウンター数、職員の配置

などといった環境の整備が必要。より効果的な運用ができるよう、関係各課と調整の上、引き続き検討を進めるとの答弁をいただいております。

そこで、今回の本調査を基に、書かない窓口の導入に今後本格的に取り組むのか、そしてその具体的な導入の時期はいつ頃なのかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

「書かない窓口」の導入につきましては、令和5年第2回市議会定例会の一般質問において御質問いただいた際、業務の見直しや窓口レイアウトの変更などの環境整備が必要である旨を答弁いたしました。しかし当時は、日々の窓口業務をこなすことに手いっぱい、システム導入の具体的な計画づくりには至らず、業務の見直しについても手つかずの状況でした。

そのような経緯がございましたが、今年度4月から総合窓口課における業務改善活動がスタートするとともに、10月には「窓口待ち時間ゼロ」を目指した全庁的なプロジェクトチームを発足させ、市役所全体の窓口業務の改善が本格的に動き出したところでございます。

なお、総合窓口課単独での業務改善の成果としては、従来5種類に分かれていた住民異動手続の申請様式を一つに統一することで、迷わず申請いただけるようにしたり、マイナンバーカードの手続では、申請書を統合し、氏名・住所などの記載回数を減らすことで、お客様の負担軽減を図ったり、さらには同カードの手続を予約制にし、あらかじめ手続の準備をしておくことで手続時間の短縮を図ったりと、今年度に入ってから徐々に成果が出てきております。

このようなBPRによるアナログでの業務改善を今後全庁的に広げていった上で、「書かない窓口」を含めたDX化を進め、全庁的かつ先進的な窓口サービスを提供してまいりたいと考えております。

なお、スケジュールとしましては、国主導により全国的に進められている基幹業務システムの標準化によるSEやプログラマーの不足により、早急な対応が難しい状況ではありますが、遅くとも次年度末までにBPRと並行し、基幹業務システムの標準化仕様にもマッチしたシステム選定を行う予定であり、予算の状況にもよりますが、令和8年度にはシステム稼働を目指してまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 そうしますと、「書かない窓口」も含めたシステムにつきましては令和8年度あたりにはもう導入の予定と捉えてよろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 おっしゃるとおり令和8年度を目標に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 どうぞよろしく願いいたします。

次に、死亡に伴う本市窓口での手続の実態をお伺いします。

本市では、家族等が亡くなられた場合の手続をまとめた「おくやみガイドブック」が発行されております。分かりやすく丁寧に作られていますが、様々な手続を必要とする中で、現実にはこ

これらの手続はどのようにするのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 死亡に関連して生じる手続は、市役所のみならず他機関も含めた多岐にわたるため、御遺族にとって大きな負担であると認識しております。

当市では、死亡届を受けた際、先ほど議員おっしゃられました死亡に関して生じる手続をまとめた「おくやみガイドブック」をお渡しし、亡くなった方についての質問票を基に手続を進めております。

手続の流れといたしましては、基本的には総合窓口課から関係する課へ電話連絡し、関係課の職員が順番に総合窓口へ出向いて手続を行うワンストップ形式を取っていますが、他市町村で実施している「おくやみ窓口」のように予約制ではありません。死亡後の手続については、個別の状況によって対応が変わってくるため、提出書類や端末操作の関係などから総合窓口で手続を行うことができず、直接関係する課へ回っていただくこともございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 私は令和2年第3回定例会一般質問で、おくやみ窓口の創設について質問通告いたしました。同僚議員の質問も全く同じでしたので、その際はあえて答弁を求めずに質問事項だけに言及いたしました。しかし、その際、同僚議員の質問に対する執行部サイドの答弁は、当市では平成14年度より死亡に関連して生じる手続の対応窓口を総合窓口課に一元化したワンストップサービスを行い、市民の負担軽減を図っているとのことでした。しかしながら、ただいまの答弁を伺うと、ワンストップサービスのようでワンストップになっていない。すなわち、個別の状況によっては対応が変わってしまいます。

そこで再質問です。そもそも個別の状況とはどのようなことを指すのでしょうか、お伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 死亡後の手続で該当される方に各課へ回っていただいているのは、主に障害福祉課、医療年金課、収納課の3課です。障害福祉課では障害者手帳の返納や手当の受給の停止の手続など、医療年金課は年金や保険の関係の手続、収納課は相続に関する手続などを行っています。このような手続は、書類の提出があったり専用の端末での処理が必要な上、時間のかかる手続となりますので、長時間総合窓口課のカウンターを使用することになり、次のお客様をお待たせしてしまう要因になります。こうしたこともあり、これらに該当される場合には各課へ回っていただいております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ワンストップサービスとは、複数の部署にまたがっていた手続を一度にまとめて行えるような環境場所のことです。多くの自治体に設置されているおくやみコーナー、あるいはおくやみ相談窓口では窓口を移動することなく1か所で死亡後手続が行えるようになっ

ております。

また、事前予約をすることで、必要とする手続を実施する担当課の職員があらかじめ準備をすることもできるため、当日の手続の簡素化や時間短縮につながり、御遺族の負担軽減に資するのみならず、職員業務の迅速化、効率化も図られるのではないのでしょうか。

本市周辺でもつくば市や取手市、龍ヶ崎市、守谷市、つくばみらい市が開設しております。本市でも速やかに開設すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 「おくやみ窓口」は、死亡に関連して生じる手続を予約制によりサポートし、1か所の窓口で完結できるワンストップサービスとなっています。手続時間の短縮や書類記載の省略など、御遺族の不安や負担の軽減を図ることを目的としてございます。

「おくやみ窓口」や関連するコーナーを設置する自治体は年々増加しており、県内の自治体におきましては、県内44市町村のうち50%である22市町村が「おくやみ窓口」を設置しています。他の自治体の取組として、「おくやみ窓口」を設置している龍ヶ崎市、取手市より聴き取りいたしましたところ、死亡届が出された方について、庁内で事前に情報を集約し、必要な手続を確認した上で事前予約により受付をしているとのことでした。

「おくやみ窓口」設置に関しましては、他自治体の取組を参考にしつつ、今年10月に発足した全庁的な「窓口待ち時間ゼロ」プロジェクトにおいて調査、検討を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 しっかり調査、検討していただいて、早急な導入に向けて進めていただけるようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、男女共同参画の現状と課題についてでございます。

先日、世界経済フォーラムが毎年発表している世界におけるジェンダー格差指数、グローバルジェンダーギャップ指数の2024年レポートが発表されました。これは、各国を対象に、政治、経済、教育、健康の4部門について男女の間にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化し、そのスコアを基に各国のジェンダー平等達成度の順位をつけた報告書です。それによりますと、日本の順位は過去最低となった昨年125位と比較して改善したとはいえ、調査国146か国中118位、これは主要7か国Gセブンの中で最下位であるばかりでなく、日本の周辺国である中国や韓国を下回っている現状です。また、分野別では経済で120位、政治では113位、教育では72位、健康では58位という結果でした。特に、経済や政治分野で順位が低いのは、議員や管理職に占める女性の割合が低いこと、また、所得格差、賃金格差といった課題が指摘されております。

令和3年第4回定例会一般質問でも取り上げさせていただきましたが、こうした男女格差の問題につきましては、これまで一国を挙げて男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法等々の法整備を進め、各企業や団体が努力を重ねてきたものの、思うような成果が上げられていないというのが現実だと考えます。

そこで、本市での現状はどうでしょうか。まず隗より始めよの格言のとおり、本市の民間企業や団体の組織の手本ともなるべき本市議会と本市役所の現状と課題について考えていきたいと思っています。

令和6年現在、本市議会議員の男女構成は定数22名中男性16名、女性6名で、女性の比率は27.27%。全国市議会議長会総務部調べで、令和4年7月集計で市議会全国平均は17.8%、同一年での調査結果ではないため単純比較はできませんが、全国の中では女性議員は多いほうだと言えらると思います。一方で、前任の女性議員は当初の数は8名でしたので、2名減っております。これは一つには、選挙の立候補者に占める女性の割合が低かったという要因が考えられます。今後、多くの女性が市議会の議員として活躍できるように、出産、育児に対する理解や協力、ハラスメントの防止、オンライン会議の導入など、環境整備に努めていく必要があると考えます。

次に、本市議会議員の役職を見てみると、副議長と議会運営委員会委員長が女性、広報常任委員会を含む常任委員会委員長5名のうち2名が女性、特別委員会委員長4名のうち1名が女性であって、実に6名の女性議員のうち5名が役職についており、議員全体の男女比から考えても役職についている女性の割合は高いと言えらる考えます。

さて、本市職員の現状はどうでしょうか。直近3か年の女性職員の割合及び女性職員採用の割合の推移について伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 当市の直近3か年の女性職員の割合につきましては、令和4年4月1日時点において、三役及び指導主事等の県派遣職員を除いた409人のうち、女性が130人で割合は31.8%、令和5年4月1日時点においては403人のうち女性が164人で40.7%、令和6年5月1日時点においては426人のうち女性が176人で41.3%となっております。

また、直近3か年の女性職員採用の割合につきましては、令和4年度が48.3%、令和5年度が43.8%、令和6年度も同じく43.8%となっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 では、現在の職位ごと及び部署ごとの女性管理職の割合についてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 当市の女性管理職の割合は、部長22.2%、次長0%、課長29.0%、課長補佐30.4%となっております。

また、部署ごとの女性管理職の割合は、市長公室16.7%、経営企画部0%、総務部18.8%、市民部18.2%、保健福祉部68.4%、環境経済部26.7%、建設部0%、議会事務局50.0%、教育委員会21.4%、その他16.7%となっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 その答弁につきまして、それは全国の女性職員や女性管理職の割合と

比較するとどう考えられるのか、お伺いします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 女性職員の割合につきましては、全国市町村平均、茨城県内市町村平均ともにデータが公表されておらず、比較ができませんでした。

なお、令和5年4月1日時点における内閣府男女共同参画局の調査に基づく女性管理職の割合につきましては、部局長、次長相当職の全国平均が11.9%、県平均が11.5%に対しまして、牛久市は9.1%となっております。また、課長相当職は全国平均19.5%、県平均14.5%に対しまして牛久市は29.0%となっており、全国・県平均を大きく上回っております。また、補佐相当職は全国平均30.5%、県平均27.8%に対しまして、牛久市は30.4%で、県平均を上回っている状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 かしながら、目前の執行部席を目にすると、どうしても男性ばかりだと言わざるを得ません。それはすなわち部局長、次長相当職が少ないという結果だと思います。そして、数少ない女性の部長のうち、その部長の席は決まっていつも同じ部署、しかもその部署の管理職は他の部署と比較して女性の割合が極端に高いという現実があります。

令和3年の一般質問で、女性管理職が男性管理職より少ない理由、部署によって女性管理職数に差がある理由を伺いました。管理職の配置については、適正な業務遂行に必要な人材の配置を念頭に行っているとの答弁でしたが、適正な業務遂行に必要な人材の配置が、何ゆえ特定の部署への女性の集中配置になっているのかいまだに理解に苦しみます。また、その際、性別に関するアンコンシャスバイアス、すなわち自分では気づいていない物の見方や捉え方のゆがみや偏り、無意識の思い込みを多くの方が持っていることを取り上げました。例えば、共働きでも男性は仕事を、女性は家庭を優先すべきだと聞いて、疑問を持たずに受け入れているとしたら、それこそがアンコンシャスバイアスだということです。育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきではない。組織のリーダーは男性のほうが向いている。受付、接客、応対、お茶出しなどは女性の仕事だ。大きな商談や大事な交渉は男性がやるほうがよい。同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用させたりするものだ等々、性別役割意識が無意識に働いているということです。誰にでもこうしたアンコンシャスバイアスがあるのだとしたら、幾ら自分は男だから、女だからということは一切考えていないといってもそう簡単に解決できるものとは思えません。

一方でまた、アンコンシャスバイアスは決してよくないもの、なくすべきものだというわけではなく、人間が生きていくために必要なことを本能的に持っていることであって、例えば性別に関するアンコンシャスバイアスは、男性の女性に対する気遣いや思いやりという面もあるわけです。そこで大事なことは、誰にでもアンコンシャスバイアスがあるということを自覚し、意識的に対応することが必要だということです。

そこで、管理職登用の際、こうした性別に関するアンコンシャスバイアスへの対応を図ることが大切だと考えますが、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 性別に関するアンコンシャスバイアスへの対応という御質問でございますが、アンコンシャスバイアスとは、無意識に形成されるものであるため、それを自覚し排除することが難しい側面があることを認識しております。そのようなことから、バイアスが職員の採用、配置、昇進などの人事運営に影響を与える可能性があることを常に念頭に置き、職務に当たることが重要であると考えております。

また、バイアスの影響を可能な限り排除するためには、職員の意識改革のための研修が重要であると考えます。本市における職員研修といたしましては、全管理職を対象とした男女共同参画管理職研修を毎年実施しております。また、新規採用職員を対象として、前期と後期の年2回の新採職員研修の中で男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの研修を行っております。今後につきましても、これら研修を通じて職員の男女共同参画意識の向上を図ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 一方で、女性が男性と変わりなく社会で活動、活躍するためには、出産・育児に対する休業取得、保育所の施設、女性の離職を防ぐ体制等の環境整備に努めることが必要不可欠です。また、男女の賃金格差の是正、さらに男性が積極的に家庭において育児や家事に取り組むようになることが重要です。

そこで、女性が働きやすい環境の整備や男性の育児や家事への積極的な参加を促進するために、本市ではどのように取り組んでいるのか伺います。あわせて、それらに関する今後の課題についても伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 女性が働きやすい環境の整備といたしまして、産前産後休暇、育児休業のほか、様々な特別休暇がございます。例えば、生理のために勤務することが著しく困難である場合や、不妊治療に係る通院などのため勤務しないことが相当であると認められる場合、妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認める場合、また、妊娠中の職員の業務が母体または胎児の健康保持に影響があるため当該職員が適宜休養し、または補食することが必要であると認められる場合、そのほか妊娠中または出産後1年以内の女子職員が母子健康法に規定する保健指導や健康診査を受ける場合、妊娠中の職員がつわりのために勤務することが困難な場合には、それぞれ特別休暇が取得できるよう規則に規定されております。また、育児休業などを取得しやすい環境の整備として、育児休業により不在となる期間にその職員の所属課において職員不足とならないように、休職代替職員として臨時の正職員を採用するなどの配慮を行っております。

また、男性の育児・家事への積極的な参加を促進するための取組といたしまして、男性職員でも育児休業が取得できることを周知しております。

なお、制度を整備しただけでは向上しない男性の育児休業取得率をどのように上昇させるのか、これが課題となっております。この課題の解決には、職場文化や社会全体の意識改革も必要であることから、今後も育児休業を利用しやすい環境づくりや制度の周知を行うことで、より多くの男性職員の育児休業取得を促進してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 2022年の育児介護休業法の改正により、出生時育児休業、いわゆる産後パパ育休の制度が設けられました。出生後8週間以内に最大4週間まで取得することができます。それまでの、子供が1歳になるまでの間に取得できる育児休業に加えて、男性の育児参加がしやすくなったと考えられます。

そこで、再質問になりますが、本市男性職員の育児休業取得の状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 当市の男性職員の育児休業の取得の実績なんですが、こちら令和4年度は1件、令和5年度は3件、令和6年度はこれまでに1件の実績がございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 男女共同参画社会の実現のためには、女性の社会進出の割合が比較的高くなったからといってそれで済ませるわけにはいかないと考えます。なぜなら、このような世の中には男女の数はほとんど同じなのですから、あらゆる分野で男女の数の差をなくすように努めていかなければなりません。もちろん、機械的に数を合わせればよいということではありません。男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮できるように、意識的、意図的に変えていく必要があるということです。このことは執行部にとどまらず、私たち議員も肝に銘じていかなければならないことだと考えます。

続きまして、最後の質問に移ります。ネットリテラシー教育についてでございます。

昨今、高額な報酬を受け取る代わりに特殊詐欺や運び屋、名義貸し等の犯罪行為を代行するアルバイト、いわゆる闇バイトの報道が大きくクローズアップされております。先日は牛久市の高校生や龍ヶ崎市の中学生などが、この闇バイトに応募し、強盗予備容疑で逮捕されるというニュースが伝えられました。自分の住む身近な場所で中高生が闇バイトに手を出し、犯罪行為に及んだことに大きな驚きを覚えました。捜査関係者の取材では、金が欲しかったとの趣旨の供述をしていることが分かっているようですが、犯罪行為に及んでまで金を得るという意味をどれだけ認識しているのか理解に苦しみます。一方で、犯罪までして金を得たいとは思っていなかったのでしょうか、一旦闇バイトに手を出してしまうと、それが犯罪だと気づいたときには既に犯罪組織に自分の個人情報等を握られ、それを使って脅迫されたために、やめたくてもやめられなくなってしまったという事情があるということも考えられるようです。

そこでまず、こうした同世代の青少年が起こした重大な事件について、小中学校では特に取り上げて児童生徒に対して指導をされたのか。また、指導されたのであれば、どのような指導をされたのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

いわゆる「闇バイト」に対する指導の実際についてでございますが、児童生徒が闇バイトに巻

き込まれることがないよう、茨城県警察本部の人身少年安全課より提供された資料を活用して注意喚起及び指導を実施しております。

具体的には、各学校におきまして学級活動の時間などで、犯罪実行者募集の具体的事例やその特徴を知らせたり、勇気を持って警察に相談する方法などを伝えたりしております。また、闇バイトを題材とした動画などを児童生徒に視聴させております。

例えば、市内中学校では11月下旬に警察を招聘して3年生が講話を聴く機会を設けた事例もございます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 闇バイトは終わりの始まり、一度入ると抜け出せない、最後に待っているのは懲役刑だけだと実刑判決を受けた20代の被告がテレビの報道取材に対して答えておりました。闇バイトには絶対に手を出してはならないということを強く青少年に訴えかけていかなければなりません。ところが、闇バイトはSNSやインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られるなどの甘い言葉で募集をしていることが多く、見た目では犯罪に加担するようなアルバイトなどとは受け取ることができません。

そこでまず、闇バイトに手を出さないためには、これが怪しいものであるか否かを見抜く目が必要です。闇バイトだけでなく、SNSやネット掲示板などインターネットを利用するときは、様々なトラブルやリスクから身を守り、正しく活用することが必要です。その力がいわゆる情報リテラシーとか情報モラルとかいうものであって、特にインターネットに関連する情報リテラシーがネットリテラシーと呼ばれるものです。携帯電話やスマートフォン、パソコン等の情報機器を活用する年齢が低年齢化し、小学生もふだんからインターネットを使い慣れている様子が見ええます。果たしてそのネットリテラシーはどの程度のものであるのか、非常に憂慮されます。

つい最近でも、2019年4月に起きた池袋暴走死亡事故の遺族に対してメールを使って脅迫した疑いで14歳の中学生が書類送検されたというニュースが話題になりました。ネットによって自らが被害者になるだけでなく、時には重大な加害者にもなってしまうという危険性をネット社会は常にはらんでいるということを認識していかなければなりません。

一方で、犯罪を誘発するような有害なコンテンツを規制したり、有害な情報から子供を守るために子供のネット利用を制限したりするといった試みも進んでおります。先日は、オーストラリアで16歳未満の子供がSNSを利用することを禁止する法案が議会で可決されました。子供の表現の自由や情報を得る権利といった点も考慮しなければなりません。国や社会全体で子供たちを守るという観点からの議論をもっと推し進めていく必要があると考えます。

さて、いずれにしましても、ネットリテラシーに関する教育の必要性は言うまでもありません。GIGAスクール構想によって、学校児童生徒1人1台の端末が支給されるようになった今、学校現場では既に実施されていることかと思われまます。

そこでまず、ネットリテラシーが低いことによって起こるリスクについて考えたいと思います。例えば、フィッシング詐欺やワンクリック詐欺などのネット詐欺、信憑性に乏しい情報をうのみにしてしまうこと、出会い系アプリを介した性被害等が考えられますが、ネットリテラシーが低

いことによって起こるリスクについてどのようなものがあるか伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 ネットリテラシーが低いことによって起こるリスクについてでございますが、ネットワーク上のルールやマナー、自他の権利があることを踏まえずに情報発信をして、他人や社会に悪影響を与えてしまうことがあります。また、一度インターネット上に情報を発信してしまうと、完全に記録を消し去ることはできないといった特性を理解していないこともあります。さらに、情報の真偽、危険性についての判断ができないこと、深夜遅くまで使用することなど健康を害するような使用の仕方をしてしまうことなどが挙げられます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本市の児童生徒において、ネットリテラシーが低いことによって起こった問題を具体的な事例を挙げて御説明ください。また、それについてどのように対応されたのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 ネットリテラシーが低いことによって起こった問題についてでございますが、実際に市内の学校でも問題行動として報告されております。

例えば、本人の了解なしに個人情報撮影してSNSに掲載した事案や、SNS上でのやり取りを無断で他者に転送した、なりすましによる嫌がらせ事案もあります。

いずれの事案も、ネットワーク上のルールやマナー、自他の権利があることを踏まえずに情報発信をして、他人に悪影響を与えております。

このような問題に対しての対応として、こういったネットワーク上のルールやマナーというものを当該児童生徒によく啓発した中で指導したという実績がございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 では、ネットリテラシーを高めるためにはどのようにすればよいと考えますか。本市で実施されているネットリテラシー教育を踏まえて伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 ネットリテラシーを高めるための教育についてでございますが、平成29年告示の中学校学習指導要領解説総則編におきまして、情報モラルについて指導することの重要性が述べられております。

具体的には、情報発信による他者や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味、情報には自他の権利があること、情報は誤ったものや危険なものがあること、健康を害するような行動などについて考えさせる学習活動が挙げられております。これらの情報モラルに関する指導は、道徳や特別活動、各教科等を通して実施しております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ネットリテラシー教育は、家庭・保護者も実施主体であり、学校と連

携して取り組む必要があります。家庭・保護者との連携について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 家庭や保護者との連携についてでございますが、「家庭におけるルールづくり」を中心に1人1台端末やスマートフォン等の安全な利用について、各家庭で話し合いを進めていただいております。具体的には、茨城県教育委員会から提供された家庭向け資料と話し合いシートを活用し、児童生徒と保護者で話し合っただけでルールを決めてもらっております。

また、「闇バイト」に対する保護者への注意喚起及び指導についてでございますが、12月の授業参観後の懇談会におきまして、警察を招聘して保護者が講話を聴く機会を設ける学校もございます。

このような事例を共有し、保護者や児童生徒の注意喚起を引き続き実施してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 青少年が犯罪や危険に巻き込まれないように、教育委員会はもとより、各学校で家庭・保護者との連携を密にし、責任を持ってネットリテラシー教育に取り組んでいけるようお願いして、私の一般質問を終わりにいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、1番鈴木勝利議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分といたします。

午後0時01分休憩

午後1時15分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番塚原議員から一般質問に関する資料配付の依頼の申出がありましたので、これを許可し、サイドボックスに登載いたしました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番塚原正彦議員。

〔7番塚原正彦議員登壇〕

○7番 塚原正彦 議員 うしく未来プロジェクト、塚原でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

配付いたしました参考資料を見ながらお聞きいただければと思います。

今回の一般質問は、前回、フードテックに関する御提案、さらにその前の会、第2回定例会で提案しましたライフシフトの新しい学びの創造、これを結びつけまして、もう少し先に牛久を新しい産業をつくるにはどうしたらいいかということ踏まえた上で先に進むための新しい提案としまして、食と地球環境の学びを循環し産業を創出すると。そのためのシンクタンク機能を持つ公立大学院大学の創設について一般質問をさせていただきます。

では、配付いたしました資料を1番から進めていきたいと思っております。

求められるシンクタンクとプロデュース力。

牛久市は、2003年からコストカット行政を推進しています。コストカットで成果を上げるためには、人材を成長させ、経営効率を高める仕組みを用意してから実施しなければなりません。ところが、牛久市はそれを怠り、任期付会計任用職員で補い、専門性を評価しない人事配置を継続的に行ってきました。業務を縮小して人件費を圧縮する施策を継続的に行った結果、組織はルーチンワークをこなすことで手いっぱいになり、新規事業を構想展開することができない体質になってしまいました。地域文化資源に恵まれた牛久市は、今の流れを変えることで飛躍的に成長する可能性を秘めています。未来への課題を動かすためには、今の牛久市の行政ではできないシンクタンク機能とプロデュース力を持った新たな事業主体と人材育成の仕組みを用意しておく必要があります。同時に、市民の知を成長を促しながら、学んだ成果を地域社会に生かす学びを循環する仕組みを用意していく必要もあります。その役割を担う存在が、本日提案いたします公立大学院大学になります。

2枚目に行きたいと思います。

人への投資と学びを循環する仕組み。

人口減少に直面している日本は、これから先の成長力はさらに低下します。公が金をまいて社会サービスをつくり出すこれまでのやり方は限界に来ています。金で手当てする代わりに一人一人を成長させ、まちづくりに参加する。それを意欲を促し、学んだ成果を共有して、みんなが豊かになる仕組みをつくること。それが新しい資本主義です。新しい資本主義の一丁目一番地は人へ投資する人づくりです。一人一人の生活者の意識を変え、金を払って人にやってもらう資本主義的な行動と決別し、自分で学んでやってみる。学んだ成果を共有する。活動に参画することで価値を見いだす。そういう生活スタイルを身につけてもらう必要があります。学びのワークショップに参加して食生活を改善する意欲を持つ生活者が増えれば、健康寿命を延ばすことができ、医療費は削減されます。新しいビジネススキルを習得することで、給付金を当てにしないでビジネスに挑戦する人材が登場するはずです。家庭で保護者が教育方法のスキルを学ぶことで、家庭の教育力は向上し、教員の不足を補い、地域の教育力を引き上げることもできるはずです。今求められているのは、一人一人の生活者を今の自分を変えてみようという気持ちにさせ、新しいプロジェクトへの参加を促すための働きかけ、すなわち新しい教育が必要になります。

3枚目に行きます。

知と学びの拠点が富をつくる。

学びを地域で循環するためには、生活者の成長を促す学びのコンテンツ、リカレント、リスキリング、情報交流、人材バンクに加え、地域社会のシンクタンク機能を持つ機能融合した知と学びの拠点をつくる必要があります。生産性が高いイギリスやアメリカ、北欧では、コミュニティーカレッジ、継続教育センターなどを設置した大学、あるいは図書館がキャリア支援、生活力を高める学びを展開し、地域社会で学びを循環する中核センターの役割を果たしています。残念ながら日本ではその役割を果たす施設がありません。それゆえ、学校で終了してしまう制度設計から脱却できないでいます。そういう日本社会の中で今、その受皿として注目されている存在が自治体が創設する公立大学です。大学は最高学府で専門研究者と情報が集まる知の拠点で、学位認

定と履修証明を出し、学びの履歴を記録することができます。志があり、学ぶ意欲を持った人が集まる場で情報を共有することができます。自治体が創造する公立大学は、地域社会の情報拠点としてリカレント、リスキリングを果たす人材センターとして重要な役割を果たせる唯一無二の存在になる可能性を秘めています。

4枚目に行きます。

地域再生の切り札は公立大学。

若者の流出に歯止めをかけ、地域の新しい産業を創出する目的で、政治主導で公立大学を創設する動きが、実は今全国で起きています。公立大学の創設は地域のブランドイメージを高め、地域再生の切り札として注目されています。地方公共団体が設置運営する公立大学は、1988年は38校しかありませんでした。2003年には76校になります。そして2024年には101校まで増大しています。公立大学に通学する学生は1988年5万9,000人から現在16万6,000人、約3倍増加しています。新潟県の三条市、広島県の福山市、北海道の釧路市など、市町村単位でも創設する動きが顕著になり、自治体が私立大学を買い取り、公立化に転換する動きも加速しています。新聞報道などでは、文部科学省は国立大学、私立大学は増やさない一方、そういう報道がたくさんありますが、その一方で、地方創生を目的とした公立大学は増やすとそういう方向で国も動いています。なぜでしょう。その理由は、公立大学は自治体の運営の安心感があり、定員の確保が見込め、学びの循環を促す、つまり生涯学習をさらに深める、あるいはまちづくりのシンクタンクの機能を果たすという意味で非常に大きな役割を果たすからです。それに加え、公立大学の設置管理の費用は地方交付税交付金の算定根拠に含まれます。自治体の財政負担は軽減され、様々な新規モデル事業をやる際の地方創生のソフト事業も、受け手として大きな役割を果たすからです。

その次に、公立大学に対する地方財政措置という図表を置いておきましたが、実際問題、国立・公立・私立大学への公的な財政支援の流れという表が出てくるんですけども、国立大学には国から5割、市立大学には1割、公立大学は6割の支援が出ます。地域連携センターを公立大学つくった場合は、地域連携センターの専任職員の給与報酬、公開講座、地元企業と連携したインターンシップ、そういう費用もほぼ国から出されます。

そのように、非常に今、市町村が生涯学習の新しい地域教育の一端、一翼を担う公立の大学等を設置するという動きが起きているのはこういう理由であります。

以上、今ここまでの前半で公立大学がなぜ必要なのか。公立大学というのはただ単に18歳から22歳の学部の学生を集めるのではなくて、幅広い人に開かれた地域の地のセンターとして、シンクタンク機能として、若い力を集める機能として様々なことができるという可能性を述べてきました。

ここから先、5枚目に行きますが、5枚目からは、では一体これからどうやって牛久で公立大学をつくっていくかというお話をしたいと思います。

牛久市の競争優位は食と健康と地球環境。前回フードテックのときにお話ししたことをちょっとまとめてみます。

牛久で誕生した物語があるウナ井、あんパン、牛久ブドウ酒は、日本の文明開化の時代に日本人の長寿と健康に目覚ましい貢献をしました。牛久市は、国産ブドウ醸造する和文化の結晶で日本遺産の認定を受けています。牛久市の周辺には漢方ミュージアム、薬草園、農研機構、理化学研究所など、日本の伝統的な生薬の研究開発と製造機関に加え、農に関わる最先端の研究機関が集積しています。食と環境の研究テーマは、最終消費者である生活者が主役になります。食と環境に関わる学術研究資源に恵まれた牛久市で、研究成果と生活者を結ぶ学びと交流プログラムが展開することができ、海外から若い研究者や起業家が参画する産業創造のプログラムの展開が可能です。このように、文化資源と研究資源に恵まれ、立地が優れた牛久市は公立大学を創設するためのプラットフォームやコンソーシアムを形成できる環境が整っています。

6 枚目に行きます。

では、このような牛久市の強みを生かすためには、自由度が高く、多様な学びのスタイルが構築することができる大学ではなく、実は大学院大学の設置が早いと思います。そしてそれが最適です。4年制の大学ではなく大学院大学とした理由は、大学院大学は継続教育と産業創造に効果を上げることができ、設置基準が緩やかで設置コストが削減できるからです。海外から高度職業人材を集めることにも高い効果が期待できるからです。専門研究員を教員に登録できる大学院は、コンソーシアムを組んだ各種研究機関、企業と兼務教員としてそれぞれの研究者を登録することができます。近隣の大学と連携して、連携大学院という仕組みを構築するし、カリキュラムを開発することが可能です。近隣の食と農の研究機関と連携し、研究開発を展開する事業モデルを想定できれば、設置と審査と事前準備のハードルはさらに下げることができます。

7 枚目に行きます。

公立大学院のキャンパスと構成について考えてみました。

カリキュラム編成の自由度が高い大学院大学は、多様な授業スタイルを検討することで、公立大学院のキャンパスを牛久市が管理する各種施設で展開することが可能です。新しいキャンパスをつくる必要はないということです。具体的には、牛久シャトー、うしくグリーンファームを核にして、未来のための研究開発、地域ブランド、人づくりプログラムを展開する研究開発機能として再編集することができます。図書館生涯学習文化財部門を組み入れ、学びの循環を促す装置として再編できるはずで。それに加え、産業創造、保健福祉、環境まちづくり、農政など、これまで縦割りで展開してきた人材養成や人材バンクのプログラムを吸収した地域連携センターを設置し、履修証明と学びの循環を促すプログラムを開発するように配置できます。牛久市の学びを開発し人を磨き上げ、学びの成果を社会に生かす知の拠点として編集することができるはずで。

8 枚目に行きます。

この8枚目が全体の概要になりますが、それでは次に大学院大学ですから、研究領域を設定しなければいけません。その研究領域についてお話をしたいと思います。

第一の領域は、国産ワイン文化を継承進化させるための研究開発と起業家養成の領域が考えられます。地球環境の保全を視野に入れたブドウの栽培醸造に加え、ビジネスコミュニケーション

を組み合わせた新しいワイン産業を形成する実証実験や人材養成をこの領域で行います。第二の領域はフードテック領域です。食と環境と健康の3つをリンクした各種商品サービス開発と人材養成を行います。世界から集う研究者、アーティストの卵がこの牛久をフィールドに生活者と共に研究成果の実証実験をします。第三の領域は地域文化資源を生かして学びのコンテンツに磨き上げるデジタルデザイナーと起業家の養成です。牛久の恵まれた地域文化資源を糸口に科学と芸術などの科目を横断する教材開発を行い、学校教育等で展開します。

3つの領域の研究を進めることで、市民が参画し生活者を磨き上げる多彩な学びが継続的に行われるようになります。その成果をつくば市や龍ヶ崎、阿見など近隣と共有することで、本来達成しなければならないと思われるリカレントやリスキリングの需要は増大し、学びの循環はさらに拡大するはずです。そのようなモデルとして想定できるということですね。

9枚目、最後になります。

多くの自治体は人口減少の歯止めとして、女性、子供に住んでもらう施策にかじを切っています。しかしその多くは、金銭的な手当ををするだけで事業として動いておらず、成果は上がっていません。なぜでしょう。事業を継続しないのは、それを実践するプレーヤーがいないからです。プレーヤーを希望する人材がいても、十分なスキルと資質を持ち合わせていないから事業は前に進みません。その代表的事例が総務省が実施している地域おこし協力隊です。地域おこし協力隊の圧倒的多数は、志がある人が来たとしてもほとんどの例が単発のイベントやルーチンワークをこなして任期終了で終わってしまっています。その理由は、志があってもこのプロジェクトに参加しても、スキルを身につけたり、資質を磨くための学ぶ場がなく、思いがあったとしても、ビジネスや実際の社会活動に進化させることができないで終わって任期になってしまうという例がほとんどだからです。そういう意味で、公立大学院大学は、それぞれのプレーヤーを成長させる学びが準備ができ、世界中から人材を集い磨き上げ、まちの力を上げる初めの一歩で、全国の地域づくりのモデルになると確信しています。

左の表に総務省が出しているんですが、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出若者定着の促進という図を貼ってあるんですが、文部科学省と総務省が、つまり地域活性化と大学のリスキリングやリカレント、地域再生、それを連携しながら様々な手段でこういうプロジェクトを推進しているということです。

さて、そういうわけで、これからこの問題は重要な地域づくりの大きなテーマになってくると思いまして、ぜひ取り組んでいきたいなということです。

前回提案したフードテックと併せて、牛久市が単独、あるいは広域連携を視野に入れながら公立大学院大学の創設、設置形態、これからそれができることによって、近隣の経済社会にどんな効果を及ぼすか。そういった調査研究を進める、検討してみる、そういうことからまずスタートしてはいかかかということなので本日の一般質問にさせていただきます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

令和6年第2回定例会におきまして、マルチステージの御提案にありましており、必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返していく環境は、生涯にわたり活躍していく人づくりを進めていく上での重要な視点であることは認識したところであり、施策を展開していく中でも、行政のみならず、様々な連携が必要なものと考えております。

また、牛久市特有の食や文化などに加え、周辺にある研究施設などの集積は、この地域ならではのものであり、行政が新たな立案をする場合におきましては、地域にある既存の資源がその発想の基礎となるものと捉えております。

御質問にございました大学院大学の創設につきましては、大学施設そのものの設置に比べ、そのコストは抑えられるものと理解をするところであり、さらには若年層の定着や地域資源を生かしていくための人材育成など、大変有効なものを持ち合わせていると推察いたします。

しかしながら、その設置に関しましては、大学施設そのものの設置に比べ、コストは抑えられるものの、本市にとって大きなコストが生じることとなることから、将来に向けた政策としてその目的を見いだすため、本市を取り巻く状況、国などの動向など、あらゆる観点からの十分な検討が必要であるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 塚原正彦議員。

○7番 塚原正彦 議員 ありがとうございます。時間がかかる問題なので、十分検討して、ぜひ検討していきながら、調査・研究をさらに進めていただければと思います。

これで私の一般質問を終わりにいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、7番塚原正彦議員の一般質問は終わりました。

次に、4番磯山和男議員。

〔4番磯山和男議員登壇〕

○4番 磯山和男 議員 無会派の磯山です。よろしく願いいたします。

私のほうからは、大きく2つ質問をさせていただきます。

まず最初の質問なんですけれども、旧奥野小学校の利活用、現在のおくの義務教育学校の北校舎の利活用についてであります。こちらに関しましては、奥野地区のほうに来ていただいて意見交換会並びに報告などもしていただきまして、そういったことで、今市としても思案中であるということは存じております。ただ、その後、市民の皆さんから奥野地域以外の方からもなんですけれども、コミュニティセンターというのはいいねというような発言だったり、または生涯学習センターのような感じで使えたらいいのにねというような声も上がってきております。

そこで、コミュニティセンターというものが一体どういうものなのかということも中心に、質問をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、牛久市にはコミュニティセンターはありませんので、もちろんコミュニティセンターに対する定義づけもされていないというのも分かっております。そんな中での質問で大変お答えづらいかと思うんですけれども、今後の参考とさせていただければと思いますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

そこで今も言ったんですけれども、コミュニティセンターとしての活用を望む声もありますけ

れども、コミュニティセンターとは一般的にどのような施設なのか教えていただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 現在、検討を進めているおくの義務教育学校北校舎の利活用案においては、市街化調整区域における開発行為の基準の整理を行うに当たり、校舎の民間活用、市での活用の可否を判断するため、これまで提案された各施設のほか、幾つかの用途を例示しており、コミュニティセンターもその例示の一つとして整理を行っているところであり、現段階で具体的な利活用案の候補としているものではございません。

御質問のコミュニティセンターにつきましては、それぞれの自治体で設置の趣旨や利用方法が設定されているものと考えますが、本市におきましては、生涯学習センターにつきましては、市民の生涯学習の推進に資するための拠点となる教育機関として条例で位置づけているものの、コミュニティセンターと位置づけている施設は現時点でないことから、本市における明確な定義はございません。

一般的な考えとはなりますが、コミュニティセンターは、生涯学習にかかわらず、一定の地域において活動する団体や市民がその活動で使用する施設であり、公共施設として貸出しする施設と認識しているところであります。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 ありがとうございます。

次なんですけれども、実は前の一般質問で私のほうで北校舎の利活用として民俗資料館みたいなものということでさせていただいたんですけれども、市民の皆さんの中にはやはり牛久市にもそういった資料があるのにもかかわらず、ちょっと展示されていないのは大変残念だなという声が出ております。そんな中で、仮にですけれども、北校舎をコミュニティセンターとした場合、市内にある民俗資料等の展示室というのを設けることはできるのかどうか、これも一般的で結構ですのでお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 市が運営するコミュニティセンターとした場合には、施設の趣旨、使用の承認、使用料、遵守事項など、その利用方針を定めていくものと認識しております。

仮に、コミュニティセンター内に民俗資料館のような機能を設置する場合、設置の可否に関する判断につきましては、都市計画法や建築基準法をはじめとした基準に基づき、個別具体的に判断されることとなります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 今答弁の中に、民俗資料館というふうにありましたけれども、民俗資料館というほどのあれではなくて、何ていうんですかね。気軽にというか展示できるようなそういったようなスペースがコミュニティセンターであれば設けられるのかということだったんです。

けれども、そういったことで捉えていただければと思います。

次の質問です。

現在、おくの地区社協などから使用の申出もあると聞いておりますが、コミュニティセンターとした場合、これらの使用も可能となるかどうかということを教えていただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 仮に、本市が運営するコミュニティセンターとして運営するものであれば、地域活動の使用を主なものとして運営することが想定されるものであります。

御質問にございます地区社会福祉協議会につきましては、その事務所機能を単独で設置することは都市計画法における市街化調整区域の立地基準の上で認められないこととなります。

また、施設の使用という点につきましては、その事業内容などにより法令や使用の制限などに照らし、個別に判断することとなります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 ありがとうございます。

今おくの地区社協などにおいても、生涯学習センター等を申し込んで部屋を借りたりなんかもしております。そんな中でコミュニティセンターみたいなのもそういったような感じで申込みとか前もって予約をすれば使えるというような形に一般的になるようなものなのかどうか、ちょっと再質問になって恐縮ですけれども、一般的な形でお答えいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 仮に、市が運営するコミュニティセンターとした場合の話にはなりますけれども、一般的に貸出し施設として運営するものと考えておりますので、御質問にございましたような地域の活動に使うことは想定されるものかと存じます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 どうもありがとうございました。

最後に、コミュニティセンターとしての利活用というようなこと、最初の答弁にもありましたその一つとしては捉えているということだったんですけれども、その利活用をどのように市のほうは考えるかということをお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 現在、おくの義務教育学校北校舎の跡地利用につきましては、庁内での検討のほか、奥野地区の皆様にも御意見を伺いながら進めているところであり、現時点では地域からも御提案がございました民間活力による跡地利用の可能性を調査すべく、民間事業者からの意見、提案、アイデアなどを収集するためのサウンディング調査を行うことにつきまして、地域懇談会やおくの地区社会福祉協議会役員会におきまして説明を行ったところであり、現在その準備を進めているところであります。

御質問のコミュニティセンターとしての利活用の想定につきましては、今後のサウンディング調査の結果、跡地利用について民間事業者から実現可能な提案がなされない場合には、跡地の利活用に関し、改めてコミュニティセンターを含めた公共的な利用につきまして、地域の皆様の御意見をお伺いしながら、庁内で検討を進めることとなりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 ありがとうございます。

このコミュニティセンターとか生涯学習センターのような使い方ができたらいいなという意見を言われている方々のその中の多くの方々が言われていることなんですけれども、学校ですからあれだけ大きな施設でありグラウンドもあり体育館もありということになれば、やはり使われないうちなかなかながらやはり建物も傷んできたりとかそういったこともあり得るだろうと。あと、市でもやはり同じ管理費であったり、出すんであっても、やはり少しでも多くの人が集う場所ということのほうが、やはり同じお金を使うんであっても意味合いが違うんじゃないかというようなことも、そういったものを踏まえてこういったものがないんじゃないかというふうに言っています。

実は私、向原保育園が閉園になりましたけれども、向原保育園に近いところに住んでおりました、向原保育園が閉園になった後、やはりあそこは園庭というんですかね。園庭がやはり草がやはり使われていないからやはりぼうぼうになってきてしまって、やはり使われるのと使われないのとは施設の老朽化というか傷みもまた違ってくるのかなと。部屋を使われるだけでも風が通ったりとかそういったこともあるかと思っておりますので、こういった意見もある、またそういったことも踏まえて皆さんおっしゃっているということも参考にさせていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは次の質問に移ります。次の質問は、おくの義務教育学校5・6年生のバス通学についてであります。

おくの義務教育学校では基本として6年生まで、一般的に小学生ということですがけれども、6年生までスクールバス通学となっております。ただ、一部、小坂団地、向原、小坂区の行政区の5・6年生につきましては、自転車ないしは徒歩、一部親が送り迎えしている児童もいるかと思っておりますけれども、基本的に自転車ないしは徒歩通学をしております。

近年、奥野地区の児童数、子供たちの数も大変減ってしましまして、登下校班、集団登下校のための班なんですけれども、それを編成することも難しくなっております。さらに通学路である鎌倉街道ですが、前は児童数も多かったし、かなり前の話ですが農作業をされている方とかそういった方もいらっしゃるって、人の目というのがある程度あったんですけれども、今は日中車の通りも大変少なく、人の目もやはりなく、民家もほとんど、ほとんどというか、私が見ている3軒か4軒、小坂団地から牛久二中前交差点というところ、あそこは学校のすぐそばの交差点なんですけれども、約4キロの道のりで民家は3軒か4軒、それも住んでおられるかどうかまでも

分かっていないですけれどもその程度。ということで、大変本当に人の目が少ないです。私も下校時刻あたりに学校のほうにちょっと行く用事がありまして、車で小坂団地から走っていくんですけども、今まで意識した中で一番擦れ違った車の台数が少なかったのが、オートバイ2台と車1台だけだったということがあります。これは4キロの道のりでその台数です。11月ぐらいになりますと、もう4時ぐらいから天気の悪い日ですとやはり暗くなってきます。今も4時半で天気が悪い日なんてもっと真っ暗みたいな感じになります。そんな中、少人数で子供たちが帰るというような状況であります。

このように防犯上、小学生にとって安全と言えないと考えますけれども、まず教育委員会のほうでこの人目の少ない鎌倉街道の5・6年生の自転車通学の安全をどう捉えているか、お答えいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 おくの義務教育学校では学区が広域となるため、スクールバスを運行しております。対象者は1年生から6年生の小学生に当たる児童になります。

運行路線といたしましては、小坂ルート、奥原ルート、井ノ岡・桂ルートの3路線となっており、中型バス2台で運行しております。

小坂ルートを2台で運行し、おくの義務教育学校で児童を降車させた後、奥原ルート、井ノ岡・桂ルートを各1台で運行し、学校へ戻ってきます。

御質問にあります小坂ルートについてですが、運行開始時は児童数がバスの乗車定員を超過していたため、1年生から4年生を乗車させ、5・6年生には自転車通学を許可しました。

安全については、高学年とはいえ小学生が自転車を運転していること、加えて鎌倉街道は人通りが少ないことなどから、安全面での配慮が必要であると認識しており、地域の皆様にも見守りの御協力をいただいているところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 市のほうでも安全性にちょっと問題があるのではないかという答弁でした。今自転車通学をしている5・6年生なんですけれども、今からこのスクールバスに乗るだけの余裕というか、ゆとりはないのかどうか、そちらをお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 小坂ルートは中型バス2台で運行しており、乗車定員は74名です。

近年は児童数が減少していることもあり、令和6年度では小坂方面の児童は5・6年生を含めましても約50名ほどですので、座席は確保できる状況です。

また、今後につきましても、児童数推計見込みから座席数は確保できるため乗車可能と思われます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 それと、おくの義務教育学校自体はこの5・6年生の自転車通学をどのように思っているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 おくの義務教育学校としても、小坂方面の5・6年生の自転車通学については、人通りの少ない通学路の状況や小学生による自転車通学ということもあり、安全確保の観点からも心配する声があります。

今年度に入ってから、来年度以降は小坂方面の5・6年生についてもスクールバスの利用を検討してほしいとの御要望もいただいております。

また、保護者や地域住民からもそのような御意見があることも伺っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 最後に、この5・6年生のスクールバス通学への考え、可能性というのをお聞かせ願えればと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 奥原ルート、井ノ岡・桂ルートにつきましては6年生まで乗車しております。

先ほども御説明申し上げましたとおり、小坂ルートは当時、児童数がバスの乗車定員を超過していたため、5・6年生が乗車対象外となりましたが、現在は児童生徒数の減少もあり、5・6年生も含め乗車定員内となっております。

おくの義務教育学校が一体型校舎となることを踏まえ、様々な視点から児童生徒の生活などについて本年度検討しておりました。キャンパスバスやスクールバスの在り方についても議論を重ねる中で、児童生徒数が減少していることもあり、議員御指摘のとおり、安全面も考慮し、来年度から乗車できるよう進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 ありがとうございます。

来年度から進めていただけるということでほっとしたところであります。

私、個人的な話になってしまって恐縮なんですけれども、私は子供たちが自転車や徒歩で通学するのというのはとってもいいなというふうに思っております。子供の体力づくりにもなりますし、また子供たちの姿もちらっと見かけられるというのもとてもいいなというふうに思います。ただ本当に残念ながら、鎌倉街道に限らず、奥野地区、やはり人が少ないということもあって、安全面というものがやはり考えなくてはならないという今状況であります。先ほど言ったんですけれども、農作業されている方も今はもうめっきり見なくなってしまうようなこともあります。

これは質問ではありませんので聞いてもらうだけで結構なんですけれども、今は小学校という6年生までということでお話をさせていただきました。中学生はどうなんだろうということなんですけれども、中学生になりますと、これは義務教育学校は奥野地区のほぼ中心に位置しております、奥野地区は牛久市の面積の半分近くの面積があります。あそこの一つの学校にみんなが通

ってくる。やはり今、人数が少ないということで、それらが今小坂団地から鎌倉街道に面した行政区ということなのであれだったんですけれども、中学生になりますと、奥原であったり、井ノ岡であったり桂であったり、報徳であったり小坂だったり小坂団地であったりというふうに、四方八方に入るわけでありまして。やはり、その中に同じ通学路でも鎌倉街道と違って一部歩道のない通学路も今存在しております。こちらのほうは、一応市のほうにはお話はしてあります。土地の持ち主との関係もあり、市のほうもなかなかできないということで困っておられるという状況も知っております。

今後やはり危険性ということで、いろいろ教育委員会のほうも見ていただいていると思うんですけども、より奥野に限らず、ほかの地区のところでも危険性があるかどうかということも見ていただいて、取り組んで、やっていただいていると思うんですけども、より一層見ていただいて、子供たちの安全面、考えていただければなと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

これで私の一般質問を終わりにいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、4番磯山和男議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時10分といたします。

午後2時01分休憩

午後2時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番柳井哲也議員。

〔8番柳井哲也議員登壇〕

○8番 柳井哲也 議員 うしく未来プロジェクトの柳井哲也です。よろしくお願ひいたします。

大きく2つの課題について質問をさせていただきます。

まず第一に、牛久市のまちづくりについて。

まちづくりには2つの方法があります。一つは、町の持っている長所や特徴をさらに伸ばしていくやり方でありまして。もう一つは、ほかの町にあって我が町にないものをつくって市民サービスの偏りを正していくというやり方でありまして。そういう前提の下に、1番目の質問をさせていただきます。

1番、牛久市を菊のまちとかピザのまちとかいうことがありますが、市当局は牛久市をどのようなまちと考えているのか、これについてお伺ひいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 本市は、昭和40年代に首都圏整備法の指定を受けた以降、都心へのアクセスのよさから牛久駅を中心とした住宅団地として急激な発展を遂げてまいりました。

また、平成10年にはひたち野うしく駅が開業し、開業と同時に住宅地の開発が進み、いわゆるベッドタウンとして駅を中心として店舗や病院などの都市機能が充足した居住環境が整備され、さらに交通のアクセス性という点におきましても、市内に2つの駅を有し、圏央道のインターチ

エンジも近接するなど、地理的な優位性が高い町となっております。

一方、市街地周辺には、古くから生活が営まれていた里山が残されるなど、自然豊かな環境が保たれ、市街地の都市的景観と自然環境が調和した町並みとなっており、生活の場と自然が近い位置で調和する特徴もございます。

これらに加え、明治36年日本初の本格的なワイン醸造所として開設し、現在は国重要文化財であり、日本遺産に認定され、長きにわたり市民の憩いの場として、あるいは本市のシンボルである牛久シャトーや、世界一高い青銅製立像でギネス世界記録に登録されている牛久大仏といった市内外に広く認知される施設も、本市のまちを形成する重要な資源として捉えております。

また、牛久沼周辺には、その水辺環境を含めた良好な景観を持ち合わせ、古くから文化人にも愛される地域となっており、そのゆかりの施設は現在もその歴史をつなぐ文化施設として保存されております。

このように、本市は駅を中心とした良好な住宅環境と、交通のアクセス性の優位性、また豊かな自然環境が調和した中に、観光や文化的資源が多く残されるなど、様々な特徴と長所を持ち合わせたまちであると捉えております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

豊かな自然環境が調和した中に牛久シャトーとか牛久大仏といった観光施設もあるなど様々な特徴と長所を持ち合わせた町であるということであります。そのとおりだと思います。牛久市は本当にいろいろと自然、あるいは歴史的なもの、様々なものがたくさんありまして、恵まれている町であるといつも思っております。まちづくりの進め方、あるいは発信力によって、牛久市は大きく発展していく可能性があると言えます。

2番目の牛久市の特徴をさらに伸ばしていくことが効果的なまちづくりと考えますけれども、それについてお考えをお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

議員御指摘のまちづくりを進めていく上で、特徴や長所を生かすことにつきましては、まちづくりの基本となる部分であり、本市におきましても重要な考え方と捉えております。

本市の特徴といたしましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、良好な住環境が整備されているほか、常磐線や圏央道など交通アクセスの面でも優位性を持っていること、また、牛久シャトーは本市のシンボルとして、本市の町並みが形成されるその過程の中で中心に位置し、市民に憩いの場を提供し、現在におきましても重要文化財としての価値を深めるとともに、イベントの開催などまちづくりの中心に位置し、牛久大仏とともに本市を積極的にPRしていく上で大きな要素となっております。

また、牛久沼の水辺環境、またその周辺に残される自然環境につきましては、市民に安らぎを与え、そこに集積される文化的施設も牛久沼とともに活用される地域資源と考えており、現在、牛久沼近隣6市町において、牛久沼活用推進協議会が設立され、その活用を含めた検討が進めら

れるなど、広域的にも重要な地域資源であると捉えております。

今後のまちづくりを進めるに当たりまして、これらの特徴的な地域資源を生かしていくことは当然に有効であるものと考えており、今後の新たな活用方法などを含め、さらなる検討を続けていくことが必要であると考えております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 牛久沼の観光開発について、現在牛久沼近隣6市町において、牛久沼活用推進協議会で検討されているとの答弁がありました。

私は、15年ほど前、ある新年会に出席したところ、フジヤマのトビウオとして有名な古橋廣之進、水泳選手だった方なのですが、古橋廣之進さんにお会いすることができました。水泳の1,500メートル自由形では2位の選手に21秒もの差をつけて世界をびっくりさせた選手であります。湯川秀樹博士とともに戦後日本のヒーローと言われました。その新年会の人数は20名ほどだったのでありますが、私はゆったりした雰囲気になれまして、尊敬する古橋さんに名刺を差し出したところ、「そうか、牛久か。私は水戸にしばしば行きますが、あの美しい牛久沼の風景が大好きで、電車で通過するたび、非常に楽しみだった。ところが、今全く見えなくなってしまって残念でならない。どうしてあんなふうにしちゃったのかねえ。」大きな優しい声で、私ばかりでなく、周りの方々に聞こえるように話してくれたのですが、私はこの言葉を忘れることができません。牛久沼のすばらしさを改めて確認した次第であります。牛久沼の美しさを守り、育てていくことは、私たちの大切な仕事であると思っており、今後も一生懸命そのために努力してまいりたいと考えております。

3番目の課題に移ります。

牛久シャトーを牛久市のシンボルとして市民に憩いの場を提供しながら重要文化財としての価値を深めていく。市長からの答弁がありましたが、コロナ禍を経た現在においても、マネジメントの面ではうまくいっているとは言えません。市議会ばかりでなく、市民の方からも様々な心配の声が寄せられるのは非常な問題であると考えています。牛久シャトーをどのようにしたいのか。統一的な目標が明確に示されていないために、一人一人がそれぞれにこうあってほしいという思いを主張することになってしまうのではないかと感じております。文化財を守ることに専念するのか、黒字経営にしなければならないのか。私は牛久市が牛久シャトー株式会社を発足するに当たり、国の重要文化財の指定を受けながら、火を扱う飲食業を続けることに反対の意思を表明したのですが、文化財指定以前より飲食業をやっていたことから、権利があるので、これを続け、黒字経営にしていくということでありました。絶対に出火しないような対策を取っていることとは思いますが、黒字経営の点で、当時自信を持った発言だったにもかかわらず、程遠い状況になっています。ゼロからのスタートが求められます。牛久シャトーをどのようにしたいのか。その構想について改めて伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 牛久市第4次総合計画・第1期基本計画においては、第2章第5節の「文化芸術を生かした魅力ある地域づくり」、第3章第5節「市民も市外の人も楽しめるに

ぎわいのあるまちづくり」に、日本遺産である牛久シャトーを観光資源として活用することが明記されております。また、令和元年に文化庁の認定を得た「牛久市文化財保存活用地域計画」においても、国指定重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設の保存、活用を図り、日本遺産事業を進めていくことが明記されております。

このような計画を踏まえ、日本遺産を共に取り組む山梨県甲州市のほか、牛久シャトー創設者である神谷傳兵衛のふるさとである愛知県西尾市と交流を進めているほか、牛久シャトー日本遺産フェスタをはじめとする牛久シャトーを会場とした様々なイベントの開催や取組を積極的に進めているところでございます。

また、国指定重要文化財建造物の活用方法につきましては、平成31年に改正されました文化財保護法におきまして、従来の保存重視から保存と活用を両輪で進めていくことに大きく方針を変更しております。そのため、文化財・シャトー活用推進室を牛久シャトー内に配置することで、国指定重要文化財建造物の保存に配慮をしております。

今後の牛久シャトーについて、文化財保護と黒字化どちらを優先するのかという御質問につきましては、どちらも優先しなければならないというふうに思っておりますが、特に経営の黒字化につきましては、市議会に設置されたエスカード牛久ビル及び牛久シャトー利活用調査特別委員会による提言や、今後設置予定の外部有識者による検討会議の意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 これから検討していくということであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番目の質問に移ります。

長所をさらに伸ばすまちづくりのほかに、短所を補っていくまちづくりもあります。ほかの町にあつて牛久市にないものをつくることによつて、あらゆる部門で平均点を取つていくまちづくりであります。

牛久市には、美術館、資料館のようにまだないものもあります。それについてはどう考えているのかお聞きしたいと思ひます。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 本市のまちづくりにおきましても、先ほど申し上げましたとおり、市の特徴となる様々な資源を生かすことは有効であり、その資源が豊富にあることは、まちづくりにとつて有利に働く要素であると思ひます。

現在、本市が有していない施設を整備することにより、その分野の文化振興や来訪者の増加など、地域の活性化に波及する効果も期待できるものと想定することはできますが、新たな施設を整備することに関しましては、その必要性を検証するとともに、整備費用に加え、将来にわたるランニングコストも含めた費用対効果の検討が必要であります。

さらに、現在の本市の公共施設の状況を申し上げますと、平成初期に建設された施設が多く、

今後各施設が一齐に大規模改修や施設の更新の時期を迎えることとなり、その財源確保におきましては計画的に進めていかなければならない状況でございます。

今後のまちづくりを進めるに当たっては、公共施設の有無などについて、他市町村と比較を行うのではなく、議員からも御提案あったように、本市の特徴をいかに伸ばし、市内外に知っていただくかが重要であると考えておりますので、その時節に合ったニーズを的確に捉えながらまちづくりを進めたいと存じます。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 答弁いただきました。

私は箱物をぜひつくってほしいと強調して申し上げているわけではありません。箱はなくてもいろいろな施設を利用することによって、展示会とか様々な市民サービスはできるわけでありまして、ただ、ないことによってずっとやらずにきてしまったものがいかに多いことか。それを非常に感じております。そのことをひとつ担当部局の皆さんは十分考えていただけたらと心から訴えたい気持ちでいっぱいでございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、大きく2番目の質問に移りたいと思ひます。

午前中、同僚議員から闇バイト対策について質問がありました。できるだけかち合わないような形での答弁をお願ひできたらと思ひております。

大変な問題になってしまひて、私はよくテレビとか新聞、闇バイトについては子供たち、本当に加害者になってしまうんですが、言ってみれば大きく見ると被害者ですよね。本当に連絡しちやったがために戻れなくなつたとかということ、自分が加害者になってしまうというこの闇バイトの対策、報道を見るたびに本当に大変な問題だなと思ひております。そこで、学校関係、1番目の質問であります、何が正しいのかということをしみじみと考える時間というのは道徳の時間とかいろいろな時間があつて、そこで学ぶんだと思ひんですけども、教育の現状について実態をお聞かせいただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答ひいたします。

まず、何が正しいのかについての教育の現状についてということでございますが、平成29年告示の中学校学習指導要領解説総則編におきまして、情報モラルについて指導することの重要性が述べられております。

具体的には、情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味、情報には自他の権利があること、情報には誤つたものや危険なものがあること、健康を害するような行動などについて考えさせる学習活動が挙げられております。これらの情報モラルに関する指導は、道徳や特別活動、各教科等との連携を図りながら実施してあります。

次に、いわゆる「闇バイト」に対する指導の実際についてでございます。児童生徒が闇バイトに巻き込まれることがないよう、茨城県警察本部の人身少年安全課より提供された資料を活用して、市内の小中学校の全学級で冬季休業に入る前までに注意喚起及び指導をしているところでございます。

具体的には、犯罪実行者募集の具体的事例やその特徴を知らせたり、勇気を持って警察に相談する方法などを伝えたりしております。また、闇バイトを題材とした動画などを児童生徒に視聴させております。

市内の中学校では、11月下旬に牛久警察署の生活安全課の警察官を招聘して、3年生が講話を聴く機会を設けた事例もございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 一生懸命やっているということであります。スマホというのは本当に、今、子供たちに持たせないと親のほうも心配、連絡できない状況というのは、親としては非常に不安で仕事をやっても何をしていても、時間が来るとうちに帰っているのかどうかも分からない。塾へ行くにも連絡が必要ということで、連絡とちょっとゲームをやったりするんでしょうかね。そういうことで、子供にスマホを与えるわけですけれども、いつの間にかスマホは様々な機能が無限にあるということをつい忘れてしまうわけではないんですが、とにかく便利さだけをいつも考えてしまって、子供がそれをどんなふうに使っているかというのはなかなか仕事にかまけていないで済んでしまうということがあるのではないかと思います。そういうことをいろいろ考える機会や現状などを、学校はPTAとどのような働きかけをしているのかについてお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 PTAへの働きかけはどうなっているかということでございます。「家庭におけるルールづくり」を中心に1人1台端末やスマートフォン等の安全な利用につきまして、各家庭で話し合いを進めております。

具体的には、各小中学校で茨城県教育委員会から提供された家庭向け資料と話し合いシートを活用し、児童生徒と保護者で話し合っただけでルールを決めていただいております。

また、「闇バイト」に対する保護者への注意喚起及び指導については、12月の授業参観後の懇談会におきまして、警察を招聘して保護者が講話を聴く機会を設ける学校もございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

いろいろとスマホの使い方や今闇バイトが一番クローズアップされているわけでありましてけれども、子供たちが児童生徒が卒業するまで義務教育期間中に、一体どういうことを身につけるべきと考えているのか。それを考えてみたところ、子供たちはやがて国際社会で活躍することが多くなる現代社会であります。道徳や法律、あるいは特に緊急避難や正当防衛、いろいろ考えると、こういうことを義務教育期間中にしっかりと身につけておくべきではないかな。自分自身の子供時代を考えると、いつこういうのを学んだのかというのはかなり大きくなってから考えたことであって、学校時代にこういう教育を今はどうなっているのかなと考えます。故意、過失、詐欺、

脅迫による行為とか、作為、不作為の犯罪など、警察官による講話などを聴く機会があればいいなと思うんですが、こういう、何ですか、卒業までに身につけておくべきことをいつどのようにやっておられるのかについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 緊急避難等について義務教育期間中に身につけるべきであるという御質問でございます。先ほどの闇バイトなどに関わる犯罪行為からの緊急避難について例に挙げますと、県や警察の指導を受けて、各小中学校では、闇バイトと知らずに応募して、自分や家族に危害を加えるなどと脅された場合には、警察に相談すれば家族も含めて保護してもらえるなど、緊急避難の方法の指導をしております。

また、学校では不審者対応避難訓練を行っております。その際、特に小学校では、警視庁が子供の安全を守るために推奨している合い言葉「いかのおすし」を活用して指導をしております。

具体的には、子供たちを犯罪から守るために「ついて『いか』ない」、「車に『の』らない」、「『お』おごえをだす」、「『す』ぐにげる」、「おとなの人に『し』らせる」ということを伝えております。このような合い言葉を活用して、実際に不審者に出会ったときの断り方や助けの求め方、逃げ方などを指導しております。

そのほかにも、「子ども110番の家」を周知して何かあったら駆け込めることや、防犯ブザーを常に持ち歩くようにすることを指導しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 学校は学校で精いっぱいのことをやっていることと思います。スマホという、何ですか、ツールができて、子供たちがそれを当たり前のように持つようになりました。その結果、私たち大人もつい犯罪に巻き込まれるような状況になる場合もあります。引っかけってしまう場合もあります。そういうのにもかかわらず、子供たちがそれを毎日手にしているというのが現状ではないかと思います。子供たちは、大人は犯罪をしますと刑法によって罰せられます。子供たちは、少年法とかその他小さい子にはいろいろあると思います。ありますが、スマホを持ちますと、大人と同じような責任能力を持ち合わせていないにもかかわらず、世界中に発信できて、とんでもない結果が生じることも可能性としてあるということで、非常に怖いものだなと。使い方によっては非常に心配な道具であります。それだけに、大人である私たちは、この使い方というものをもっともっと真剣に考えて、日々子供たちを見守っていかなければならないのではないかと考えております。どうか皆様方の御指導、御協力をよろしく願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、8番柳井哲也議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。

午後2時44分延会